

# 平成29年第4回三笠市議会定例会

平成29年12月14日（第1日目）

---

## ○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
  - 2 会議録署名議員の指名
    - 1番 折笠弘忠氏
    - 3番 只野勝利氏
  - 3 会期の決定
    - 平成29年12月14日
    - 平成29年12月22日9日間
  - 4 諸般報告
    - (1) 議会事務報告
    - (2) 教育委員会審議事項報告
    - (3) 一般行政報告
    - (4) 選挙管理委員会行政報告
  - 5 議事
  - 6 延会宣告
- 

## ○議事日程

- |              |   |
|--------------|---|
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名について                                  |
| 日程第 2        | 会期の決定について                                       |
| 日程第 3        | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・選挙管理委員会行政報告） |
| 日程第 4        | 例月出納検査報告について（監報第4号）                             |
| 日程第 5        | 報告第19号及び報告第20号について                              |
| 日程第 6 報告第21号 | 総合常任委員会行政視察報告について                               |
| 日程第 7        | 報告第22号及び報告第23号について                              |
| 日程第 8        | 議案第70号、議案第71号及び議案第76号から議案第80号までについて             |
| 日程第 9        | 議案第69号、議案第72号から議案第75号まで及び議案第81号から議案第86号までについて   |
| 日程第10        | 一般質問  |
- 

## ○出席議員（9名）

議長 10番 谷津邦夫氏      副議長 9番 儀惣淳一氏

1番 折 笠 弘 忠 氏  
3番 只 野 勝 利 氏  
6番 澤 田 益 治 氏  
8番 齊 藤 且 氏

2番 谷 内 純 哉 氏  
4番 畠 山 幸 氏  
7番 武 田 悌 一 氏

---

○欠席議員(0名)

---

○説明員

市 長	西 城 賢 策 氏	副 市 長	北 山 一 幸 氏
総務福祉部長	右 田 敏 氏	選管委員長	枝 廣 榮 美 氏
総務課長	池 田 真 志 氏	市民生活課長	大 村 康 彦 氏
福祉事務所長	鈴 木 信 之 氏	保健福祉課長	赤 間 克 彦 氏
企画財政部長	金 子 満 氏	企画調整課長	中 原 保 氏
税務財政課長	柳 谷 忍 氏	経済建設部長	千 葉 俊 行 氏
農 林 課 長	松 本 裕 樹 氏	商工観光課長	阿 部 文 靖 氏
建 設 課 長	三 宅 博 文 氏	水 道 課 長	磯 瀨 孝 氏
教 育 長	永 田 徹 氏	<small>教育次長兼高校生レストラン 開設準備室長事務取扱</small>	高 森 裕 司 氏
学校教育課長	坂 保 徳 氏	高等学校事務長	東 清 明 氏
病院事務局長	三 百 苺 宏 之 氏	消 防 長	辻 道 元 信 氏
監 査 委 員	森 原 裕 氏	監査委員事務局長	中 川 学 氏

---

○出席事務局職員

議会事務局長 小 田 弘 幸 氏 議会係長 花 井 志 夫 氏

---

◎開 会 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。  
ただいまから、平成29年第4回三笠市議会定例会を開会します。

---

◎開 議 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。  
会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番折笠議員及び3番只野議員を指名します。

---

◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
今定例会の会期は、本日から12月22日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。  
会期は、9日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。  
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。  
次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭

報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長（西城賢策氏） それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、初めに10月19日に山形県鶴岡市を訪問し、10月3日に三笠高校で御講演いただいたイタリア料理シェフ奥田正行氏と「食」への取り組みに関する意見交換を行ってきたところでございます。奥田氏には、市内講演会で来市し、1日三笠市を見ていただいておりますので、現在、市が取り組んでいる事業や考え方について見識のある立場からの御意見を伺わせていただきました。奥田氏からは、三笠市は、北海道内の他の市町村と比較しても、とても輝いているまちであり、今後、高校生レストランがスタートし、食に関する条例を制定することも予定されていると聞き、すばらしいまちづくりに取り組んでいると考えていますとのお話をいただいたところでございます。私からは、これからも生徒や卒業生の育成について奥田氏のお力をおかりしたいと申し上げ、快く協力していただけるとの回答をいただいております。

次に、11月9日に日本ジオパーク委員会の再認定審査に関する状況報告として、日本ジオパークネットワークに伺ったところでございます。齊藤事務局長からは、三笠市はジオパークに関して一生懸命取り組んでいるまちであり、大きな心配はしていなかったとのお話をいただいたところでございます。私からは、これからもジオパークはまちづくりの大きなプロジェクトの一つとして進めていくが、今後は経済効果がもっと見えるような取り組みをしていきたいこと、国に対しても施設等の維持に関する支援を求めていくべきであるとお話をさせていただいたところでございます。

そして、11月30日、12月1日の2日間で、石狩川水系幾春別川総合開発事業の建設促進に関する要請として、11月19日に新桂沢ダム定礎式に参列いただきました北海道選出の国会議員及び国土交通審議官等を訪問し、定礎式参列に伴うお礼を申し上げ、三笠ぼんべつダムへの建設促進についてもお願いをしてきたところでございます。吉田国土交通審議官からは地元の熱意は理解しますとのお話をいただき、国会議員の皆様からは、ぜひ一緒に強く要望していきましょうと力強いお言葉をいただいております。

次に、報告第2号の平成29年度三笠市功労賞の授与についてでございますが、11月2日、市民会館におきまして三笠市の振興に寄与していただきました2名の方に功労

賞を贈呈させていただきました。今までの功績に対し感謝を申し上げ、今後とも市政に対し、変わらぬ御指導、御協力をいただけるようお願いしたところでございます。

次に、報告第3号の市工事についてでございますが、砂利山1号線舗装工事ほか2件についてそこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう、工事に入っているところでございます。なお、砂利山橋の旧橋の解体工事については、この冬期間に行う予定で進めているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第3号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

最後に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、選挙管理委員会行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第4号）

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 発言ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第5 報告第19号及び報告第20号について

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の5 報告第19号及び報告第20号についてを一括議題と

します。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第19号及び報告第20号については、報告済みとします。

---

◎日程第6 報告第21号 総合常任委員会行政視察報告について

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第21号総合常任委員会行政視察報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号総合常任委員会行政視察報告については、報告済みとします。

---

◎日程第7 報告第22号及び報告第23号について

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の7 報告第22号及び報告第23号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第22号及び報告第23号について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第22号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正の内容は、法律の引用条項に移行が生じたことから、規定の改正を行うものであります。

施行期日は平成30年4月1日ですが、議会の委任による専決処分事項の指定に

ついて第4項の規定に該当するため、12月1日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第23号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、10月22日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されたことから、その選挙執行経費について措置するため、既定予定額92億2,649万6,000円に1,293万7,000円を追加し、予算の総額を92億3,943万3,000円とするものであります。

内訳については、選挙執行に要する経費を措置したものであり、本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項に規定に基づき、9月28日に専決処分を行ったものであります。

以上、報告第22号及び報告第23号について一括して報告といたしますので、御理解と御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第22号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

次に、報告第23号について討論、採決に入ります。

それでは、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第23号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第23号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分については、承認することに決定しました。

---

**◎日程第8 議案第70号、議案第71号及び議案第76号から  
議案第80号までについて**

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第70号、議案第71号及び議案第76号から議案第80号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第70号及び議案第71号並びに議案第76号から議案第8

0号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第70号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定及び議案第71号三笠市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、本年8月8日の国家公務員の給与に関する人事院勧告により、国家公務員の給与が改定されたことから、これに準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、給料表について1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うとともに、広い範囲において給与の引き上げを行うものであります。

期末・勤勉手当については、年間支給率を100分の10引き上げ、平成29年度12月期の支給率を改正し、平成30年度からは6月期と12月期にそれぞれ均等に配分するものであります。

なお、議員についても、市長に準拠することとなっていることから、同様の改正となるものであります。

施行期日は、給料表及び平成29年度12月期の期末・勤勉手当については公布の日から施行し、給料表の改正は平成29年4月1日から適用し、平成29年度12月期の期末・勤勉手当の改正は平成29年12月1日から適用するものであります。

また、平成30年度以降の期末・勤勉手当については、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第76号から議案第80号までについてであります。今回の補正は、先ほど議案第70号及び議案第71号で提案申し上げました給与改定について、所要の措置を行うものであります。

初めに、議案第76号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第4回）についてであります。まず、歳出については、議会費ほか3款において1,120万5,000円を増額措置するものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金未計上分を計上し、財源措置をするものであります。

次に、議案第77号平成29年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。歳出については、30万4,000円を増額措置し、歳入については、国・道支出金で7万6,000円を計上し、不足額については、一般会計繰入金を増額により、財源措置するものであります。

次に、議案第78号平成29年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。収益的支出で27万6,000円を増額となり、資本的支出で4,000円を増額となるものであります。

次に、議案第79号平成29年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。収益的支出で19万4,000円を増額となります。収益的収入及び資本的収入において一般会計からの補助金等により調整するものであります。



最後に、議案第80号平成29年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。収益的収入で77万2,000円の減額となるとともに、収益的支出で886万7,000円の増額となるものであります。

以上、議案第70号及び議案第71号並びに議案第76号から議案第80号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第70号、議案第71号及び議案第76号から議案第80号までについては、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第70号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第70号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第70号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第71号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第71号三笠市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第76号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第76号平成29年度三笠市一般会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第77号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第77号平成29年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第78号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第78号平成29年度三笠市水道事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第79号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第79号平成29年度三笠市下水道事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 80 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 80 号平成 29 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第 2 回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第 9 議案第 69 号、議案第 72 号から議案第 75 号まで及び議案第 81 号から議案第 86 号までについて

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の 9 議案第 69 号、議案第 72 号から議案第 75 号まで及び議案第 81 号から議案第 86 号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第 69 号及び議案第 72 号から議案第 75 号まで並びに議案第 81 号から議案第 86 号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 69 号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の定義の明確化等が行われたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、個人情報の定義規定の追加及び個人情報ファイルに関する規定の追加等を行うものであります。

施行期日は、平成 30 年 1 月 1 日であります。

次に、議案第 72 号三笠市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義規定が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、主任介護支援専門員の更新研修に関する受講時期の明確化を行うものであります。

施行期日は、平成 30 年 1 月 1 日であります。

次に、議案第 73 号三笠市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、放課後児童クラブ事業の終了時間の延長に伴い、児童館の開館時間の延長が生じることから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、児童館の開館時間を「午後 6 時 30 分まで」に改めるものであります。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第74号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、川向町団地及び金谷町団地の除却に伴い、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成30年1月1日であります。

次に、議案第75号指定管理者の指定についてであります。今回の指定は、当市の公の施設のうち、現在、指定管理者が管理を行っている施設について、引き続き同制度による管理を行うため、指定管理者の指定を行うものであります。

指定の内容は、三笠市デイサービスセンター、三笠市養護老人ホーム及び三笠市特別養護老人ホーム等の福祉施設については三笠市社会福祉事業団を、三笠鉄道村及びファミリーランドみかさ遊園等の観光施設については三笠振興開発株式会社を、三笠市市営住宅集会所については榊町集会室運営委員会ほか四つの運営委員会を引き続き選定するものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までとし、これら15施設の指定管理者をそれぞれ指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第5回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億2,063万8,000円に1億4,164,000円を追加し、予算の総額を9億3,480万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。土地開発公社用地取得費用や住宅建設等費用助成事業など、総務費から職員費まで10款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る特定財源のほか、事業費財源の国・道支出金や市債などを予算整理し、一般財源については、地方交付税の増額分や財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

債務負担行為の補正については、指定管理を行っている養護老人ホーム等の福祉施設及び三笠鉄道村等の観光施設について、今後も継続して指定管理を行うほか、高齢者バス利用助成事業について円滑な実施ができるよう、例年同様、追加するものであります。

地方債の補正については、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第82号平成29年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額1億7,279万2,000円に変更はなく、歳入について、平成28年度一般会計繰入金の精算に伴い、予算の整理を行うものであります。

次に、議案第83号平成29年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額1億4,159万6,000円から39万2,000円を減額し、予算の総額を1億4,120万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費及び地域支援事業費について給与費の予算整理やシス

テム改修費の増額を行うほか、保険給付費に係る各サービス費の所要見込み額の整理を行うものであります。

一方、歳入については、地域支援事業費の減額等に伴い、特定財源の国・道支出金などの予算整理を行うほか、過年度保険料の還付分として、基金繰入金を増額するものであります。

次に、議案第84号平成29年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、人事異動に伴う人件費、事業完了済みの事業費を含めた予算と企業債の整理を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、他会計補助金等を増額し、収入総額を3億456万4,000円とするものであります。

一方、支出については、原水及び浄水費等を増額するほか、前年整備確定分の減価償却費を減額し、支出総額を2億9,466万2,000円とするものであります。

また、資本的収入支出であります。収入については、国庫補助金を減額し、見合い額を企業債で増額し、収入総額を1億1,940万円とするものであります。

一方、支出については、メーター器整備事業費を減額し、支出総額を2億8,027万円とするものであります。

最後に、企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

次に、議案第85号平成29年度三笠市下水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、人事異動に伴う人件費、事業完了済みの事業費を含めた予算の整理に伴い、企業債の整理を行い、債務負担行為の追加を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、その他特別利益等を増額するほか、他会計負担金等を減額し、収入総額を5億9,316万4,000円とするものであります。

一方、支出については、普及促進費等を増額するほか、処理場費等を減額し、支出総額を5億8,627万9,000円とするものであります。

また、資本的収入支出であります。収入については、一般会計出資金を増額するほか、企業債等を減額し、収入総額を2億5,604万6,000円とするものであります。

一方、支出については、築造工事費を減額し、支出総額を4億7,333万2,000円とするものであります。

次に、企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

最後、債務負担行為については、三笠浄化センター等の維持管理業務について引き続き包括的民間委託を行うため、追加するものであります。

最後に、議案第86号平成29年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）についてであります。現在の病院医事請求システムについては、ハード面の老朽化に伴い、来年度から保守対応ができなくなることから、本年度中にシステム更新に着手し、データ等の移行作業を実施する必要があるとともに、5年間の継続した経費の支出が見込まれる

ことから、債務負担行為の追加を行うものであります。

以上、議案第69号及び議案第72号から議案第75号まで並びに議案第81号から議案第86号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第69号、議案第72号から議案第75号まで及び議案第81号から議案第86号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

### ◎日程第10 一般質問

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 一般質問を行います。

一般質問については、澤田議員ほか4名からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

6番澤田議員、登壇願います。

（6番澤田益治氏 登壇）

◎6番（澤田益治氏） 平成29年第4回定例会において、通告順に従いまして御質問しますので、よろしくお願いいたします。

振り返ると1年は早いもので、毎年3月には雪を早く解かすために融雪剤をいつまくかと悩む時期でございますが、その後は仕事に追われ、早いもので1年が終わろうとしています。

ことしの本市の農業の出来秋は、一人の農業者の目、私なりに見ると、ここ数年、春の植えつけ後、6月から7月にかけて日照不足と低温傾向にあります。7月下旬あたりから日照と温度が回復し、近年はこのような天候が続く、ことしも豊作となりました。農業は、もとより個人差がありまして、作物ごとには多少の差はあります。

そのような中、人災の鳥獣被害であります。それは人が招き入れた被害なのです。ことしもヒアリが問題になりましたが、今回はアライグマの被害について御質問をいたします。

日本にはもともといなかったアライグマがペットとして輸入され、しかも個人の理由により捨てた結果、個体がネズミ算式にふえてきたのです。本市でも年間100匹ほどの箱わなで捕獲処分されていると聞きますが、その多くが農業者が捕まえたと聞いていますが、農業者だけでは限界があり、市全体としての対策が必要だと思いますが、その対策についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、食育について伺います。

食育については奥が深く、古くから時代時代に取り上げられてきました。

そこで、学校教育の中で、現在どのように取り組みを指導しているのか、また、PTAを含めた家庭についてもどのような指導をしているのかお教え願いたい。

さらに、今回、総合常任委員会の行政視察で伊万里市の食のまちづくりについて勉強してきましたが、本市では食とまちづくりをどのように結びつけるのかをお聞かせ願います。

最後になりますが、三笠高校生レストランと食の安全・安心についてお伺いをいたします。

来年、7月22日にオープンを計画しておりますレストランの建設作業工事も順調に進んでいるようですが、食の調理のプロを育てる高校として、関係各位様の努力と教職員様の指導により、生徒たちが数々のコンクールで優勝してきております。三笠市と高校の名前が日本中に知れ渡ったことに大変うれしく思っております。

ここで質問します。

食品の安全・安心に対する教育について学校ではどのように教えているのか、また、レストランでの安全・安心な食材をどのように取り入れるのかをお教え願いたい。

以上、登壇での御質問を終わりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） それでは、私のほうから、アライグマによる農業被害対策についてということで、答弁申し上げます。

市では、鳥獣被害防止に向け、美唄市と連携して平成24年度に三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画を策定しております。これに基づき、アライグマによる農業被害防止に取り組んでいるところでございます。

アライグマにつきましては、平成16年度に農業者で構成する網わなの会を設立し、わなの設置、見回りを委託しておまして、平成28年度には85匹捕獲し、市で回収をして、殺処分している状況にあります。

アライグマの捕獲に際しまして、箱わなの数につきましては、110基から来春は144基、34基ふやして対応してまいりたいと考えております。また、離乳するまでの期間にアライグマの母親を捕獲すれば、子供は自分で餌がとれないため、個体数の増加を防げるということから、4月から6月ぐらいをめどに、わなを設置することを考えているところでございます。

市といたしましては、農業被害の防止に向け、アライグマの個体数を減らすため、箱わなによる捕獲を中心に、引き続き、網わなの会との連携を図りながら防除に努めてまいります。

また、近年、民間でアライグマが嫌う成分を用いた防除剤というものが商品化されたということで、現在、サンプル品や資料等を取り寄せ中でございます。来年、試験を実施して、その有効性を確認していきたいと考えているところでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 私のほうから、食育における学校教育の中での取り組みについてまず御説明させていただきます。

食育につきましては、小中学校、高校ともに学習指導要領に基づき学んでいるところでございます。小中学校につきましては、栄養教諭が各学校におきまして、食に関する指導の全体計画を作成し、これに基づいて指導目標を定めまして、現在進めているところでございます。

その目標の内容でございますが、食事の喜び、楽しさを理解する。望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につける。それから、食物の品質、安全性についてみずから判断できる能力を身につける。それから、食物の生産等にかかわって、生産された方々に感謝をするという心を持つ。それから、食事のマナーを通じた人間関係の形成、こういうものを身につけております。そのほか、食にかかわる歴史なんかも理解して尊重する心を持つということを目指しております。

具体的に小学校については、給食の時間を活用いたしまして、好き嫌いをなくすこと、それから地元の食材を食べることというのも食育の一環と考えておりますので、三笠産の米、トマト、キュウリ、タマネギなどを学校給食で提供していると。それと、教科との関連でございますが、社会科において食料生産を支える人々について、理科については植物の体のつくり方や育ち方、家庭科については調理実習などで指導を行っております。

中学校については、部活動として成長期や受験期の食事、給食時間には衛生的な食事、マナーなどについて指導しております。また、中学校の教科との関連では、社会科においてどんな食物が世界のどこで生産され、日本にどれだけ輸入されているか、そして国内でどのように流通しているかということをお学取りしております。それから、保健体育においては、健康な生活と疾病予防。

それから、小中学校とも、食に関連あるもの全ての場を意識して指導しているという内容でございます。それと、栄養教諭のほうから学校だよりを家庭に配付しまして、学校の取り組み等を紹介しながら、常に家庭と連携しながら取り組んでいるところでございます。

高校においては、食物調理科という特色を生かした教育を行っているところでございます。この中で、家庭科、それから部活動等の関連を持たせた教育活動全体で指導しているという現状でございます。具体的に挙げますと、食育に関する教科の科目については、家庭基礎、課題研究、フードデザイン、食文化、栄養食品衛生、それから食品について、公衆衛生、総合調理実習などございます。この中で食の文化が多様化している、それから食品の専門的知識、各種食品の適切な選択ができる能力、それから食中毒など食品の安全性などを学んでいるという内容になっております。そのほか、特別活動として学校祭、1日レストランなどの運営における事前指導の献立作成、実際の調理実習での指導、部活動においては担当顧問の教諭が食育の視点を忘れずに、それに基づいた指導をしていると。そ



れから、給食指導については、食品、献立、配膳等の礼儀も含めた作法等も指導しているというのが現在の状況でございます。

続きまして、食品の安全・安心について学校でどのように取り組んでいるかという内容でございます。

この部分につきましては、今の学習指導要領の中で、特に食品、食品衛生、公衆衛生という科目の中で、食生活の安全、それから食品衛生対策など、専門的な知識と技術を身につけさせております。それと、安全で衛生的な食生活に寄与する能力含めて育成していると。また、食材の産地確認、鮮度の見分け方、保管状況、貯蔵温度管理、調味料の保管、賞味期限の厳守、調理における下処理などはもとより、生徒自身の衛生管理などは日ごろの学習、それから寮生活においても学んでいるという状況でございます。さらに、調理等の食品を扱う場所の清掃の徹底、トイレのスリッパの設置、各種消毒の徹底を行いつつ、校内の衛生管理にも力を入れているという状況でございます。

部活動においても、現在は食材については市内業者から発注し、納入してもらっている状況でございます。その中で、国が認めた安全なものを提供しているという認識に立ってございます。それに基づいて、レストランの食材については、今後、地元食材をできる限り使用するとともに、生産者の顔が見える安全・安心な食材であることを効果的にPRしていきますとともに、地産地消により地域産業の振興にも寄与していきたいという考えでございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） 答弁ありがとうございます。

まず初めに、鳥獣被害の関係で、私ども、この間11月16日と17日、4カ所で市内の農業者の意見を集めてきたわけですが、その中でことは意外と農業の問題で多くの問題は出なかったのですが、この4カ所だけはアライグマの問題が出たと。特に在来種でいる鹿とか熊は、鹿は以前、電牧が普及されまして取り入れてもらいまして、それほど今、被害はないと。被害がある方は、そのときに手を挙げて参加しなかった方がそこに鹿が集中するので、そういうところに被害が出ていると。そういうことでありますから、大方の成果は上げているのだと思います。

ただ、このアライグマについては、先ほど私、壇上でも言いましたけれども、ペットとして輸入したものが放たれて、今、いかに個体数は三笠市でもやっぱり100匹近く捕まえていると。それで、これ農業者はもう悲鳴を上げているのですね。

それで、今、この話をする前に一つだけ質問したいのは、三笠の置かれている農業というのは南空知の関係でどういうふうに行政としては捉まえていますか。ちょっとお聞かせ願います。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 南空知地域の中の耕地面積で言いますと、私どもの三笠

市におきましては田が543ヘクタール、畑が801ヘクタールの1,344ヘクタールと。南空知全体で言いますと、耕地面積といたしましては6万3,019ヘクタールございまして、三笠市分といたしましては、比率で言いますと2%ぐらいの、ちょっと耕地面積としては少ないのですが、南空知の平均の耕地面積7,002ヘクタールに対しまして、ちょっと少な目ではあります。その中で、鳥獣による被害も受けていることですから、そこら辺はしっかりと対応して行って、被害を少しでも防止していく取り組みをしていきたいと考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） ありがとうございます。

そのとおりでございまして、三笠市はこの南空知の管内でいけば、夕張に次いで面積が少ないと。

それで、私、これどうして皆さんにちょっと質問しているかということ、他市では南幌あたりは5,000ヘクタール、由仁も5,000、隣町の岩見沢あたりは1万9,000ヘクタールぐらいですから、非常に広いと。それで、そういうところでは、土地利用型の農業ということで、米だとか麦だとか、中にはタマネギをつくる方おられますけれども、こういうものというのは、アライグマは見向きもしないのです。三笠市は、そういう中でもって、耕作面積が少ないということで、市長も当然知っていますけれども、その中で技術をうまく利用してメロンとかいろんな野菜をつくって、それでもって収入を上げようと努力しているのですが、近年は、これは言わなくてもわかっているとは思いますが、例えば北海道であれば、夏になって一番先に食べたいのは、トウキビ、これあたりはもうアライグマが全部入り込んで、食べたいものちゃんとわかっていて、食べたいものからちゃんとむいていくから、どうもならないのですね。ほとんど三笠の、今、農業者の中で悲鳴を上げているのはアライグマの被害なのです。

それで、どうして今回アライグマを取り上げたかということ、他市と違って土地を大きく持っていないですから、少ない面積でもって高収益のものを上げようとして、手間を売っているのです。その手間を売っている中でもって、アライグマにやられると、所得が上がらないと。中にはこんなにやられるのならもう農業をやめるという方もおられるのですが、そういう点でいけば、ペットとして輸入を認めてしまって、基本的には国の責任ですよ。今は時代が変わってきてそういうことはありませんけれども、ただ、これは常に見張っていないと、なかなかね、個体が減っていないと。今言ったように、ネズミ算式にふえるから、どうしようもないと。そういう点でいけば私は今回の関係で、行政もわかっていると思いますが、以前、鹿を電牧で囲ったように、今、農業者を助けるためには、今度は低位置の高さのない電牧をやっぱりハウスだとか圃場に回さない、三笠の特産物が守れないということもありますので、そこら辺の検討をしていただきたいと思います。どうですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎**経済建設部長（千葉俊行氏）** まず、国が輸入を認めたということでございますので、私どもといたしましても、国に対し農業被害防止に向けた鳥獣被害対策の取り組みについては強く要請してまいります。全国市長会を通じまして、鳥獣被害防止対策の充実・強化を要望しておりまして、それは引き続き今後も強く要請していく考えと思っております。

先ほど鹿の食害に対しての電牧設置による軽減ということもございますので、鹿と違いアライグマの電牧はかなり低く設置しなければならないというお話も伺っております。ちょっとそこら辺は耕地面積が少ない割の高収益なものを目指すという三笠市の農業の形を尊重して、電牧についても今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 澤田議員。

◎**6番（澤田益治氏）** アライグマの関係は、今、答えをもらったのであれですけども、12月3日の北海道新聞ですけども、皆さん読まれたかと思えますけれども、急増する特定外来生物アライグマの被害が深刻化していると。捕獲数は1万匹台に上ったということで、これ早急に手を打って何とかしなければ個体が減っていかないと。今まで農業者が被害あるものですから、やられたといえれば行政のほうから箱わなを持ってきて仕掛けるんですけども、これ農業者だけでやっぱり捕まえていても限界があると。そういう点でいけば、三笠市の場合は、不幸なことに人口減少でもって廃屋が目立っています。そういうところをねぐらにして、あれはいろんなものを食べる動物ですから、そういうところでも農業者以外でもやっぱり捕獲をして捕まえて個体数を減らしていかないと、なかなかこの被害が減らないと思うのですけれども、その辺だけちょっと最後に。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 経済建設部長。

◎**経済建設部長（千葉俊行氏）** 昨今といたしますか、ことしも市街地に住んでいる方から目撃情報がございまして、私どものほうで箱わなを弥生と唐松、幌内に5基設置して10匹の駆除を行ったところですよ。特に車庫の中ですとか、空き家に入り込んで、かなりきかない性質だというお話も伺っておりますので、今後も市街地などで目撃情報があれば私どもにいただきたいし、私どもも市職員によるわなの設置、捕獲処分まで行っておりますので、今後も引き続きそれは実施していきたいと思っております。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 澤田議員。

◎**6番（澤田益治氏）** 私も今回4カ所を回って意見を聞いてきたところ、個体がもう大体古くなって、古いというか親になってきて、今ある箱わなでは入り切れないやつも出てきているということで、そういう話も聞きました。

そんな中で、いずれにしても非常に、私も箱わなを二つお借りしてかけていますけれども、親と一緒にいて親が捕まったら、あの子供というのは絶対箱わなに近寄りません。知恵があって、餌を入れて、餌は食べたいのだけれども、周りの穴を掘って下から手を伸ばしてとるといふ、それだけの知恵があるということで、なかなかこれ簡単には減らせないものですから、行政としても10匹といわず50匹ぐらい捕まえるような努力をしてい

ただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 箱わなも来年増設いたしますし、また、広報だとかによって市民周知を図って多くの情報をいただいて、何とか捕獲につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） そういうことでお答えをいただいたので、鳥獣被害のアライグマの件については、これで終わりたいと思います。

続きまして、学校の食育関係についてちょっとお聞きをします。

今回、私どもも行政視察として佐賀県の伊万里市に伺ってきました。食の基本条例をつくって、そこでをもって食育についていろいろと行政が取り組んでいくということを聞きました。私自身は、この食育という言葉は、言葉が出てから食育だというふうに思いますけれども、それ以前、親が子供にちゃんと教えたものですね。昔は家族みんなで御飯を食べるときに、御飯は残すなど、つくった人は一粒でももったいないから食べろという教育をして、半分道徳みたいなものだったのです。ですけれども、それ以降、世の中がちょっと乱れてきて、朝、学校に食事をしないで行く子供が随分出てきて、時間中、腹が減っているから体がもたないで授業に身が入らんということで、そこら辺で食育という言葉が出てきて、そういう時代の流れになったのではないかと思うのです。教育長あたりはそういう考えはどうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（永田 徹氏） 今、議員おっしゃるとおり、最近核家族化に伴いまして共稼ぎということもございまして、朝御飯を食べなかったり、野菜の摂取不足、偏りだとか、あとそういう脂質の過剰摂取などによって食生活が乱れていると、そういった部分で、例えば肥満だとか、大人だったら糖尿病とか高血圧、高脂血症などの生活習慣病が増加しているというような傾向があらわれていますので、そこはしっかりやっぱり子供のうちから食の大切さということをしっかりこれからも指導を強化していく必要性はあるだろうというふうに感じています。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） 先ほど教育次長に説明をしていただきましたけれども、その中でほとんど今の段階で学校として教えていることは教えているという思いでは聞いていたけれども、ただ、今の時代、いろんな生活習慣が乱れてきて、子供でもちゃんと時間に寝なくて、朝方に寝たりするような子供もいると聞きますから、そういう点で言えば、非常にやっぱり教育というのは難しいのだなというふうに思います。

それで、やっぱりそんな中で、ちゃんとした食事をして、ちゃんとした時間に寝て、ちゃんとした時間に起きて、それでそういう学校生活を送っていけば、そういうふうな食育の問題で乱れることはないと思うのですけれども、ただ、これ食育という言葉が出て

から子供ばかりですよ。高校が終わってから、今度は食育が医食同源という年寄りを論ずような言葉に変わってきて、そこでまた食にかかわってくるということで、非常に奥が深くて難しい問題なのだなど。私、何度も言いますが、これ、食にかかわるものというのは、やっぱり道徳に近いものがあるのだと思いますね。ですから、やっぱり学校としては常日ごろ食にまつわる関係の話題を子供に提供して、ふだんからそういうふうなお教を願えれば、もう少しちゃんとした学校生活を送れるのではないかと思います。

そんなことで、学校のほうで何か一つあれば。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 御意見いただきまして、ありがとうございます。

現在、学校のほうでは、子供たちは今、全国学力・学習状況調査の中の質問紙の中では、朝食については75%ぐらいは食べていますと。ただ、道の基準でいくと8割ぐらいなものですから、大体近い数字で推移しております。そして、子供たちもやはり生活の乱れということでは、今、北海道の子は平均するとゲームの時間、三笠もそうなのですが、テレビを見る時間が全国平均よりも長いとか、やはりそういう傾向は出ております。この部分も今しっかりと学校の中で改善していきたいというふうに考えておりますし、栄養教諭が道徳ということも含めた中でしっかり計画をつくった中で、やはり地元の特色のあるものとか、家庭との連携を含めたもの、そういう形で子供がしっかりと身につけられるように指導計画をしっかりと作成して、改善するところはして取り組んでいきたいと思っておりますので、食育ということをしかり意識した教育をしていけるように、しっかりと努力してまいります。

よろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） この食育については、次の3番目の高校生レストランの食の安全・安心に関する問題とかぶりますので、今この段階ではもうしません。

最後の食の安全・安心ですけれども、私ごとですけれども、私、35年ぐらい食の関係でやってきております。きっかけはというと、淡路島にあるモンキーセンターで外国から輸入した小麦を餌にやったのですけれども、そのころちょうど生まれてくるニホンザルは手がなかつたり足がなかつたりというのがあったのです。それと、そのころ、ちょうど人間界もお母さん方が妊娠したときにサリドマイドという薬をあれして、市長もわかっておると思いますが、そういうような現象があつて大騒ぎになりました。

そんな中で、淡路島の猿を飼っているモンキーセンターでもってそういう猿が生まれるので、近親交配でないかという話も出ていまして、それで大学の先生に、ちょっと名前ももう忘れましたが、お願いして調べてもらったところ、残留農薬でないかという話が出て、それから食の安全・安心ということが飛躍的に広まったのです。そのころから、私は、特にそのころまだ食管制度が息づいていましたから、お米をつくってもどこにも売れないと。ちゃんと契約したように農協に出せと。だけれども、市民の方々は顔の見

える人、農薬をそんなに使っていないちゃんとした人から米を買いたいということで、特裁米という制度が生まれたのですね。その関係でこの米の安全・安心ということがすぐに広まってきたのですけれども、学校としてはこの食の安全・安心で漠然と言っても困るでしょうから、私としてテーマとして米と麦の違いは何ですか。ちょっとどう思いますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 通告していないな。

（「食品だ」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） ちょっとそこまで中身は把握していないので、申しわけない。答弁として保留します。

◎6番（澤田益治氏） ごめんなさい。私、食品ということで提議していたものですから、ここまで話していませんでしたけれども、私のほうから、米と麦の違いというのは、私このころから活動していましたから、いろんなところに行って、この時期は札幌によく行って、子供を産んだお母さん、そういうグループに食品の安全を提起して説明して歩きました。

そんなことで、お米というのは皆さん御存じのように、水田で育って、秋には乾燥させて、殻をむいて、その次、糠というのをとりますね、精米をかけて。そして、炊くときには洗うと。洗って煮沸すると、煮ると。小麦というのは、例えばつくっていて、雨が3日降ったら芽が出る。それだけ水分を吸収しやすい。逆に言えば、農薬を体内に吸収しやすい。そういう点で言えば、さっき言ったように、外国産のそういう農薬づけの小麦を餌にすると、そういうふうな被害が出てくると。それで、大変だということになって、米の直売が始まったという経緯がある。ですから、米と麦というのは、それだけ違うのです。だから、米はなかなか、かけても米の芯にまで農薬は入らないけれども、小麦というのはちゃんと調べないと入ってしまう。ですから、そういうふうな経緯なのです。

それともう一つは、食品の安全・安心で私こうやって話していますけれども、今、大豆でもそういうふうな農薬をかけても変わらない大豆というのは、日本では輸入してはだめだと言っていますけれども、基本的にはほとんど直接口にはしませんけれども、牛、馬、鳥なんかに飼料として入ってきています。だから、間接的には我々が食べていることになる。

そんなことで、非常にこの食品の安全・安心という点では問題がある。だから、今ここで何が問題かということじゃなくて、やっぱり残留農薬をどこでどういうふうにしっかり調べるかという問題がこうやって出てくるのだと思います。先ほど言いましたけれども、国が認めているから安心ですよというけれども、今までも国が認めているながら輸入していた牛の中で狂牛病もあって、あれはBSEという言葉になりましたけれども、解体した牛の血と骨を粉にして、また牛に食わすということをやったから、ああいう問題が出てきた。

もう一つは、今それはできなくなりましたから、今は何をやっているかといったら、有機肥料ということで、水田でも野菜をつくる時にその中に入れてまく。そういうことで今使われていますから、だから本当に安全・安心ということでいけば、そこまでしっかり

勉強しているのかということをお聞きします。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 今の御意見ありがとうございます。

実際、私も、さっき国が認めているかという話もありましたけれども、実際に見ていくと、毎年農薬とかにも項目がふえていたり、常に変化しているという中で、検査してもやはり一定の、国でひっかかった部分は日本には入れない、それから市場内でも一定の自治体、保健所を含めた中での抜き打ち的な検査も行っている中では、それにおいても完璧ではない部分はあると思います。それを踏まえて、今おっしゃられた部分も含めて、やはり食の安全ということをしっかり意識して、それで地元産も含めた中で、安全なものということをしっかり意識した中の部分を子供たちに栄養教諭を通して、しっかりその辺も勉強させていただいて指導していく必要があると思いますので、今後、学校の中でしっかりそういう意識を踏まえた上で指導してまいりたいと考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） 当然そのようになってもらわなければ困るし、今言ったように、子供たちにそういう安全・安心ということを理解をしてもらわなければならないと思う。やっぱりそういう点でいけば、指導をする先生なり親がもっとしっかり目を見開いて物を見ていないと、知らぬ間に子供にとんでもないものを食わせてみたり、例えば来年レストランがオープンするにしても、その食材が本当に安全・安心かと。1回不安を持たれてしまうと、なかなか今度それがネックになってお客さんが来ないということになりますから、その点でもやっぱりうちは安全・安心な品物をしっかりと確認をして、担保して使っているよということにしてもらわないと困るということもあります。この安全・安心も、非常に毎日のように川の水が流れるように変わっていくのです。それで、非常に今まではオーケーだった農薬が急に来年から使えなくなったとか、そういう世の中と。でも、そのときは、それはオーケーなのですね。だけれども、そういう問題もあります。

私、農業をしていますから、ここでは私だけだと思いますけれども、一つ疑問に思うことなのです。だから、三笠のメロンなんかでも、私つくっていますけれども、秋に、ことはメロンつくりましたね、どういうふうな栽培をしましたか、栽培履歴を書いて出してください、出すのですよ。でも、秋に出して、メロンは出荷したときに1週間でおなかに入っているのです。だけれども、秋にその栽培履歴を出すという意味がわからない。もうおなかに入ってしまったのだから、そこで間違ったつくり方をしていたら、それはもうおなかに入っているわけだから、だから、全てがオーケーということではないのですね。だから、やっぱりそこら辺も食べる人の目、食を提供する人の目として、しっかりと見張っていかなければならない。

だから、先ほども言いましたけれども、米の産直あたりでも、やっぱりそこから直接お客さんに言って、あなたの米だったら信用するから私は買うよというのが、そこから産直という言葉が出てきたね。だから、三笠市もやっぱりそういう点でいけば、三笠市の農業

者の安全・安心な品物を極力使った、そういうふうな安全・安心を提供できるような、そういうシステムにしてほしいと私は思います。

特にここ近年、市長に何回も見せていますけれども、いわみざわ農協でやる米のランクでは、毎年三笠市はトップクラスで、ことしも岡山の清水さんという方が金賞のグランプリをとりました。そういう点でいけば、三笠の米は非常においしいお米でもありますから、そういう点で直接生産者から買うのではなくて、やっぱりそれなりのルートをちゃんと通して、商工の人の窓口、それで商売している方もおられますから、そういう窓口も通して、やっぱりそういう安全・安心なものを仕入れるというふうなスタイルにしてほしいなと思います。どうですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（永田 徹氏） いろいろと御意見ありがとうございます。

特に高校につきましては、食にかかわる高校でありますので、食育の大切さ、食の安全・安心につきましては、しっかりこれからも指導していくのは当然のことだと思っております。

また、これからレストランが始まります。そこでやはり食の安全・安心ということを中心に、地産地消も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

◎議長（谷津邦夫氏） 澤田議員。

◎6番（澤田益治氏） 私、この3点、今聞きましたけれども、なかなか奥が深くて簡単に答えの出る問題ではないです。でも、常にやっぱり気をつけていかなければならない。また、食というのは、食べたら忘れてしまうのです。3日前に何食べたとか聞かれたら、大概の人は首をかしげるのです。毎日同じものを食べていけば忘れないのですけれども、3日前の朝に何を食ったというのは、大概忘れてしまう。そのぐらい、常に自分のところに必要なもので食べているのですけれども、一番忘れられがちなのは、やっぱり食だというふうに思います。

そんなことで、今回、来年の7月22日にレストランがオープンしますけれども、三笠に来たら安心で、あそこで食べたらおいしかったし、安心だし、気持ちもすがすがしいというようなそういうふうなレストランになってほしいなという思いで今回は質問させてもらいましたので、これで、以上、私の質問でございます。

ありがとうございました。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、澤田議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入ります。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。



4 番 島山議員、登壇願います。

( 4 番 島山 宰氏 登壇 )

◎ 4 番 ( 島山 宰氏 ) 平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会 に 当 たり、通 告 順 に 従 い ま し て 質 問 い た し ま す の で、御 答 弁 の ほ ど よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

一 つ 目 に、東 清 住 地 区 養 豚 場 に つ い て、改 善 命 令 後 の 経 過 状 況 ・ 対 応 に つ い て で あ り ま す。

昨 年 度 に お き ま し て は、5 月 か ら 9 月 に か け て 一 部 の 臭 気 物 質 が 悪 臭 防 止 法 に 定 め ら れ た 基 準 値 を 超 過 し 続 け て い た 状 況 で あ り、今 年 度 に お い て も、同 じ く 5 月 か ら 9 月 に か け て 基 準 値 超 え の 測 定 値 が 計 測 さ れ て お り ま す。そ れ ら の 経 過 に よ り 改 善 勧 告 を 経 て、9 月 1 9 日 に は 1 1 月 3 0 日 を 対 策 期 限 と し た 改 善 命 令 が 事 業 者 に 出 さ れ、そ の 後、1 2 月 に 入 り 立 入 検 査 も 実 施 さ れ た か と 思 わ れ ま す の で、そ の 際 の 状 況、詳 細 を お 聞 か せ 願 い た い と 思 い ま す。

ま た、今 後 の 対 応 も お 聞 か せ ぐ だ さ い。

先 月 行 わ れ ま し た 議 会 報 告 会 で も、テ ー マ は 移 住 ・ 定 住 に つ い て で あ り ま し た が、大 半 の 時 間 に わ た り 東 清 住 地 区 養 豚 場 に つ い て、市 民 の 皆 様 か ら 厳 し い 声 を い た だ い て い る と ころ で あ り ま す。臭 気 の 問 題 を 抱 え て い る 以 上、移 住 ・ 定 住 に 対 し て も、ま た、来 年 度 か ら ス タ ー ト 予 定 さ れ て お り ま す 高 校 生 レ ス ト ラ ン に 対 し て も 負 の 要 素 と な っ て い る と の 声 が 上 が っ て お り、か つ 長 年 に わ た っ て こ の 話 題 に 直 面 し て い る こ と か ら、一 刻 も 早 く 課 題 解 決 が な さ れ て ほ し い、こ の 苦 し み か ら 解 放 し て ほ し い と い う 願 い に よ り、強 い 声 が 上 が っ て い る と 受 け と め て お り ま す。御 答 弁 の ほ ど よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

二 つ 目 に、三 笠 ジ オ パ ー ク に つ い て で あ り ま す。

ジ オ パ ー ク は 4 年 ご と に 再 認 定 審 査 を 受 け る こ と に な っ て お り、2 0 1 3 年 に 認 定 さ れ た 三 笠 ジ オ パ ー ク は 今 回 が 最 初 の 再 認 定 審 査 で あ っ た わ け で あ り ま す が、今 回 の 再 認 定 審 査 の 状 況 や 当 市 と し て の 手 応 え な ど を お 聞 か せ ぐ だ さ い。

三 笠 ジ オ パ ー ク に つ い て は、認 定 以 来、教 育 旅 行 と し て 訪 れ る 方 の 著 し い 増 加 が 顕 著 で あ り、札 幌 近 郊、空 知 管 内 の 教 育 関 係 者 の 周 知 に よ り、ま だ ま だ 伸 び 代 が あ る こ と に 期 待 し て い る 次 第 で あ り ま す。ま た、古 い も の に こ そ 価 値 を 見 出 す 傾 向 を 持 つ 外 国 人 の 方 か ら 見 る と、見 せ 方 を さ ま ざ ま な 角 度 か ら 切 り 取 る こ と に よ っ て の イ ン バ ウ ン ド の 増 加 に つ い て も、可 能 性 を 秘 め て い る も の で あ る と 考 え て お り ま す。ま た、外 国 人 訪 日 客 の 欲 す る ニ ー ズ が 買 い 物 型 か ら 体 験 型 に 変 化 し て き て い る こ と か ら も、当 市 が 備 え て お り ま す 体 験 型 ジ オ ツ ア ー が、さ ら に こ れ か ら イ ン バ ウ ン ド を 引 き 込 ん で い く こ と の で き る 要 素 を 持 っ て い る と 思 っ て お り ま す。御 答 弁 の ほ ど よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

三 つ 目 に、将 来 的 な 幼 児 教 育 ・ 保 育 の あ り 方 に つ い て で あ り ま す。

今 現 在、市 内 で は 二 つ の 保 育 園、一 つ の 幼 稚 園 が 運 営 さ れ て お り ま す が、最 近 で は 共 働 き 家 庭 の 増 加 な ど 家 庭 環 境 の 多 様 化 に 伴 い、求 め ら れ る ニ ー ズ も 変 化 し て き て い る こ と か と 思 わ れ ま す。幼 稚 園 と 保 育 園 と い う 二 元 的 な 制 度 は 時 代 と 合 わ な く な っ て き た と さ れ、

幼保一元化についての国の政策を振り返りますと、2003年に幼保統合施設の制度化が打ち出され、2006年には就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、幼保一元化を初めて形にした施設として総合こども園の創設を目指していくとの経過があり、総合こども園は幼稚園とゼロから2歳児を対象とした認可保育所でのサービス実施を計画していたようではありますが、後の修正協議によって創設は見送られ、現行の認定こども園を拡充していく方向に動いてきたという経緯をたどっているかと思えます。

実際に幼保一元化するには、適切な保育環境や教育内容をどう保障していくべきか十分な議論が必要となってくると考えます。

幼保一元化がなされる場合、メリットとして幼稚園の立場では、従来では短い時間でしか保育することができない点が延長保育が受けられるようになり、満3歳児未満の乳幼児の入所も可能となるかと思えます。保育園の観点からでは、入所条件として保護者が就労していることが必須となっている点が条件が緩和されるため、入所しやすくなるかと思われれます。また、保育と教育を一緒に受けられるという点が挙げられます。

デメリットとして考えられますことは、幼稚園教育と保育士との間に職務上の混乱が生じる可能性がある点や、昼食の方法や、乳幼児1人当たりにつく職員の数など調整を行う必要があることでもあります。また、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得する必要が生じ、人材の確保も重大な課題となってくるであろうかと思われれます。それから、幼稚園の施設内に乳児保育用の施設や給食室の設置も必要となり、大幅な改築が必要となるケースもあるかと思われれます。本市としても約10年ほど前に地域再生計画として幼稚園と保育園の連携を模索した時期があったようではありますが、本市の将来的な幼児教育・保育のあり方について考え方をお聞かせください。

もう一点としまして、政府は、12月8日、幼児教育無償化などを柱とした2兆円規模の政策パッケージを閣議決定し、幼児教育・保育に関しては3歳から5歳児は親の所得を問わず原則無償化することであり、認可外の保育施設をどこまで対象とするかについては、専門家も含めた検討の場を設け、来年夏までに結論を出すとしているところであります。また、ゼロから2歳児は、住民税非課税世帯を対象に無償化する予定であります。幼児教育無償化は、消費増税の時期を踏まえ2019年4月から一部スタートし、2020年4月から全面的に実施する予定であるとのことでもあります。

本市としては、既に保育所使用料及び幼稚園授業料助成事業を行っているところであり、国がその政策を実現した場合、財源に余裕が生じるかと思えますが、より充実した幼児教育・保育を行う計画が現段階であるのか、考え方をお聞かせください。

以上で、登壇での質問を終了させていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 初めに、私のほうから東清住地区養豚場について御答弁いたします。

改善命令期限であります翌日の12月1日に立入検査を行ったところでございます。そのときの状況といたしましては、肥育舎につきましては平成28年11月14日及び平成29年8月22日に行った全2回の立入検査時より豚房内に堆積していたふんは減少し、ところどころ床のコンクリートが見える状況でありましたが、豚舎内の臭気につきましては依然強く、おさまっていない状況でありました。ふんを排出します中央ピットにつきましても、床のコンクリートが見える状況となっております。堆肥舎につきましては、未熟堆肥が施設内に積まれており、第1発酵槽の温度も十分上がっていきなく、全体的に堆肥化が順調とは思えない状況であったことから、臭気も発生していたものでございます。また、改善対策について文書により報告を指示したところでもあります。

今後についてなのですが、今現在行っております臭気測定を毎月継続しまして、法に基づく法的対応を進めてまいります。また、弥生、唐松、豚舎周辺で市職員による臭気確認を行っております。まだ臭気が強く感じられる日も確認できることから、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 私のほうから、ジオパークの再審査のことについて答弁申し上げます。

審査の状況でございますが、11月4日から6日まで3名の日本ジオパーク委員会審査員が現地に訪れまして、審査を行いました。主な審査内容は、認定後4年間の取り組み実績、認定時に指摘された課題をどのように解決したか、ジオパークを取り組む上での組織としての考え方、日本ジオパークの審査基準との整合性などが主な審査項目となっております。その内容につきましては、日本ジオパーク委員会が正式に結果を発表するまでは公にお話しすることは難しいことですが、総評といたしまして、教育やツーリズム、組織のマネジメント体制については、全国的に見ても進んでいるという評価をいただいております。ジオガイドのスキルアップ、地域住民の参画、さらなる学術調査を進めることが必要とのことであります。

また、外国人に対する対応なのですが、ジオツアーの見せ方として、ジオサイト、ジオツアーの中にカヌーの体験ですとか、ワイン醸造所訪問、農産物の収穫等の体験型も取り入れております。さらなる魅力のアップの工夫をしていくということを考えております。また、外国人の言語に対する対応につきましては、現在四、五名が英語等が話せるということになっておりますので、そこら辺、ガイドの対応をいたしているところです。

私のほうからは以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 私のほうから、将来的な幼児教育・保育のあり方についての考え方を答弁したいと思います。

まず現在、市内唯一の私立幼稚園につきましては、51人の通園があり、園児数の減少

に加えまして、園舎の老朽化が著しく存続が危ぶまれることから、移住・定住を促進する観点からも必要不可欠なため、園の存続を支援する目的で、平成28年度から運営費の一部を当面の間補助しているものでございます。

幼児教育につきましては、生涯にわたる学習の基礎をつくり、能力を伸ばし、才能を開花するための力を培うための重要な教育であるとともに、市の子育て支援や移住・定住を促進する観点からも必要であると考えておりますので、当市から幼児教育をなくすことはあってはならないと考えております。引き続き市内で幼児教育を提供していくためには、経営の安定化を図る必要があります、国が進めております新しい子ども・子育て支援制度について検討していかなければならないと考えていることから、現在、幼稚園と保育所の両方の機能を持つ幼保連携型認定こども園への移行も、選択肢の一つとして検討を行っているところでございます。現在、魅力ある持続可能な幼児教育が提供できるよう、協議を進めているところでございます。

続きまして、国がこの無償化政策を実現した場合に、財源に余裕が生じるということ、より充実した幼児教育を行う計画が現段階ではあるかということでございますが、現在の政府案につきましては、先ほどお話がありましたように、3歳から5歳児の幼稚園、保育所認定こども園の費用の無償化と、ゼロ歳から2歳児の保育について非課税世帯を対象に無償化を進めるというものでございますが、今後の国の動向を注視していく必要があるものと考えております。もし、国のこの事業が実現した場合、今まで市で負担していた一般財源が補填されるため、財源が浮くこととなりますが、今後の市全体の財政バランスも踏まえて、新たな子育て支援施策の必要性について議論すべきと考えてございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 幸氏） それでは、一つ一つ再質問させていただきます。

東清住地区養豚場についてであります。

先月、議会報告会が行われまして、その報告会においても養豚場の話が大半にわたって出た次第であります。改善命令の対策期限が過ぎ、立入検査が行われたようでありますけれども、私、この立入検査が行われるということ、12月1日の北海道新聞、新聞報道で知ったわけでありましてけれども、この立入検査については抜き打ちで行われたものであったのでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 立入検査につきましては、当日、改善の履行等を社長または施設の責任ある職員、それからその場でヒアリングを行う必要があったことから、事前通知を行って対応したということでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 幸氏） では、改善命令の通知というのは、こういったものであったのでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 改善命令の内容でございますが、まず、先ほど議員がおっしゃいましたとおり11月30日という期限にいたしまして、内容としましては、肥育舎からの悪臭排出を改善することということでございます。そして、例えばということで、肥育舎全棟について1日に1回清掃を実施することなど、適時有効な対策を講じることという命令内容となっております。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 清掃の充実をしてくださいということで、事業者から出された対応計画ということは従業員をふやすということによろしかったでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 命令の内容としましては、清掃を限定したわけではございません。悪臭の改善をすることということが命令の主でございますが、私申し上げましたのは例えばということで、命令書の中に記載しているのですが、清掃をすることによって悪臭が改善されるのであれば、当然そういうことも一つの手法であるということも踏まえて、そういうたとえということでこの命令書の中に記載しているものでございます。

実際取り組みの中で企業側としまして清掃を主ということで取り組みを行ったみたいで、従業員につきましては社長の関連農場から1名、それと取引先の企業から1名、合わせまして従業員は5人で清掃やなんかを、1日1回この施設内を清掃すると。5人がフルということではなくて5人でチームになりまして、1人休みだとか交代要員になっていきますので実質1日4人の稼働になるのですが、そういう中で清掃を1日1回徹底しているというような状況ということでお聞きしてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） では、改善命令前から、その後、従業員はふえたことで対応しているということでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 社員といいますか、社員としましては、ふえてはいないのですが、先ほど申し上げましたように、関連の企業から来て派遣してやっていると。実質作業的にはふえるというような内容となっております。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 清掃の状態が徹底されて、臭気に対しても対策が常にとれていれば、問題はなくなってくるのかなと思いますけれども、データとしましては、昨年5月から9月にかけて基準値を超えている状況かと思えます。また、今年度に関しても5月から9月にかけて基準値を超えているわけでありまして。このデータから見ますと、来年度においても、主に夏場基準値を超えることも傾向として十分考えられてくるのかなというふうに私感じるわけでありまして、一時期臭気がおさまった時期もあるということで、その場合これまで出されてきた改善勧告、改善命令は一度リセットした形として考えるのか、そ

れともこれまでの経過を積算したような形で考えていくのか、その辺はどういった解釈になりますでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 法の解釈としまして、リセットという解釈ではなくて、あくまでも法は基準以下に下さいというのが基本的な考えでございます。私どもも毎月測定を行いまして、それで基準値を超えていけば、当然法的な手法で対応を図っていくということでございます。

その中で、昨年もそうなのですが、冬期間、どうしても臭気の基準、基準だけで言いますと基準以下に下がると。ただ、においは一向に下がっていないというふうに私どもは押さえてはございます。あくまでも私ども、法治国家ですから、法に基づいての一定の手続といいますか、それと行政的な一般的な指導という二本立てではやるのですが、その中で基準値を下回った場合、法に基づく今回勧告をしましたが、その先のほうにはすぐには行けないというような状況になろうかと思えます。ただ、当然と言ったらおかしいのですが、きちっと清掃なり管理を徹底していただければ、来春になりますと基準値がどうなるかというのはまだわかりませんが、今までの傾向からいきますと、議員おっしゃるように、春先にまた臭気が出ると。基準値を超えてしまうということがございますので、その段階におきましたら、また次、法に基づく手続を行っていくということになりますので、この場で今申し上げるのは適切かどうかわかりませんが、今までのスタートの流れとはまた若干違う手法をとっていくというふうに解釈しております。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 今までは違う手法もあるということで、法的な手順はもちろん踏まなければいけないと思うのですが、今までは改善勧告を出して、なおかつ基準を超えている場合は改善命令へと移っていったわけでありまして、場合によっては即座に改善命令に移行するというのも可能ということでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） いきなり命令というのは恐らく難しいのかもわかりません。要するに今までの流れといいますか、総合的に私どもも判断しなければならないというふうに考えてございます。今までのというのは、手順を踏みまして、まず行政指導を行って、勧告して、命令していたということの流れをベースに考えますと、それを省略する方法も当然考えているということでございます。ですから、法の中で、次、勧告、命令と行くのか、今までのその対応とかいろんなことを総合的に判断しまして、次、命令を出せるのかというのは今この場で申し上げるのではなく、今までのいろんな経過、また、今後の動き、それらを総合的に判断して進めなければならないというふうに考えてございます。一般的な手順でいきますと、一度超えたときには勧告なりがスタートというのが一般的な流れになっているのではないかとこのように思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番(畠山 宰氏) 12月1日に出されました新聞記事を見ますと、今後も臭気測定を続け、結果次第では業務停止命令も視野に入れると、そういった文言が書かれておりましたけれども、私、非常に驚いているところもありますが、業務停止命令ということで、これは悪臭防止法に基づくものなのか、また、化製場等に関する法律に基づいたものであるのか、それともほかに何か適用する法律があつて、こういった手段も視野に入るといふことでしょうか。

◎議長(谷津邦夫氏) 総務福祉部長。

◎総務福祉部長(右田 敏氏) 12月1日の北海道新聞さんのほうに出た中でのコメントというふうなことでございますが、確かに議員おっしゃりますように、業務停止命令という言葉で記載はされてございました。これにつきましては、私どもとしましては、化製場等に関する法律、こちらに基づく、この法律の第7条の規定がありまして「許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し施設の使用制限若しくは禁止を命ずることができる」ということが記載されてございまして、この法律のこの部分を総称してそういう意味での発言ということ御理解いただければというふうに思います。

◎議長(谷津邦夫氏) 畠山議員。

◎4番(畠山 宰氏) 先月行われました議会報告会では、市民の方に大変厳しい声をいただいております、既に限界を超えておられる状態なのかなというふうに、私、感じている次第でありますけれども、養豚場に関しては、市長みずからの足で現場周辺確認されておられますこと、頻繁に目の当たりにしておりますし、また、職員の方もみずから足を運んでいらっしゃることも目の当たりにしております。その点については本当に頭が下がる思いでありますけれども、法的な面においては難しい側面、また、ぎりぎりの側面といひますか、そういった局面が多々あると思っておりますけれども、今後とも法に基づいた上で、徹底した改善指導、また、対応をよろしくお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) 総務福祉部長。

◎総務福祉部長(右田 敏氏) 市民の皆さんがこの悪臭といひますか、これに苦しんでいるという限りの中では、私どもこの法の範囲の中で精いっぱい今後も取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

◎議長(谷津邦夫氏) 畠山議員。

◎4番(畠山 宰氏) よろしく御願ひいたします。

では、次の質問に移りたいと思ひます。

三笠ジオパークについてであります。ジオパークの再審査の状況について、また、手応えという部分でお聞きしたわけでありませうけれども、私、いいニュースが聞けたらいいなという期待を込めておりますけれども、先月、総合常任委員会にて議員一同、九州地方に視察に行つてまいりました。その中で軍艦島を視察する機会がありまして、軍艦島のクルーズツアーを利用したのでございませうけれども、そこで体験しましたことが、ガイド役の方が非常に洗練された印象を受けまして、来ているその客層を見て、臨機応変にいろいろなパター

ンのガイドを恐らく使い分けておられるなということを感じた次第なわけであります。恐らくこういったツアー、かなりマニアックといたしますか、コアな層がいらっしゃると思いますので、そのガイドの仕方によって、また来たいなというような、そういったリピーターを囲むという意味では、そのガイドの重要性といたしますか、ガイドの質の重要性も大きく影響してくるのであろうなというふうに感じている次第でありますけれども、三笠ジオパークについてもガイドを担っている人がたくさんいると思いますけれども、このガイドを担っている方たちのスキルアップですとか、育成についてはただいまどのような取り組みがされておりますでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） ジオガイドにつきましては、現在20名在籍しております。ガイド養成につきましては、学習会や養成講座を合わせて年間で10回程度実施しているほか、ガイド交流として北海道の全ジオパークのガイドが一堂に会する交流学習会に参加して研さんに努めているところでございます。ことしは9月に三笠市でその交流学習会を開催しております、他ジオパークも合わせて約70名のガイドさんにお集まりいただきました。そのほか、希望者には毎年実施される全国大会にも参加いただいております。

また、洗練された話術とおっしゃっていましたが、話術、話法、リスクマネジメント、あと応急救護、おもてなしと接遇など、ガイドを实践する上で必要な講義については外部講師も招いて実施しているところでございます。そうしたことによってガイドのスキルアップに努めております。

ガイド資格なのですが、ステップアップするためには、ガイド養成基本方針というものを私どもでつくっております、これらの講義を必ず受けた上で、実地経験を重ねていただくということで、現在ガイドランクにつきましては、ジオガイドマスター、A級、B級、C級に分け、ガイドを实践した場合の報酬のアップのほか、ガイドの努力を目に見える形で評価できる仕組みとしているところでございます。

先ほど学習会や養成講座は合わせて年間10回程度実施していると申しましたが、ガイド養成としては学習会を年3回、養成講座を7回の計10回ということでございます。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 幸氏） 御答弁の中で現在ガイド役の方20人ということで、この20人で、今、人数的には足りている状況でしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 現在20名は登録していただいておりますが、実際に活動いただいている方というのは、その全てではなくて五、六名ということで、今後もガイドの増員は図っていきたいと考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。



◎4番（畠山 宰氏） 新たなガイドの育成、また、継承できるものというのも必要になってくると思いますし、また、拡大していくということも大変難しいと思うのですが、そこについても十分ガイド役のスキルアップといたしますか、また拡大に向けて頑張っただけならなと思っております。

ジオツアーについては、教育旅行で来られる教育関係者の方、また、学生さんたちが非常に増加している状況かと思っておりますけれども、教育旅行で訪れる教育関係者たちのより心をつかむことによって、あるいはガイドの質の充実によって、改めてここはやはり授業で使えるなというような、そういった印象を持っていただけるならば、さらにまたリピーターにもつながるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。ジオパークの再審査については、本当によい結果が出てくるように私も願っておりますので、その願いを込めまして次の質問に移りたいと思います。

幼児教育・保育のあり方についてでありますけれども、では、まず保育の観点から少し質問させていただきます。

福祉資料を確認しますと、保育所入所児童というのがここ数年でふえてきている状態なのかと思っておりますけれども、現在の状況としては待機児童というのはいる状態でしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今現在、待機児童というの発生はしてございません。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） では、12月現在、三笠保育所にて定員60名のところ入所児童は73名と120%を超えている状態かと思っておりますけれども、この状態が続いていくなれば定数の見直しも考えていく必要があるのかなというふうに、私、思いますが、その辺の対策は何かありますでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 確かに議員おっしゃりますように、今、三笠保育所、定員60に対しまして12月1日現在73名ということで、120%を超過してございます。この定数については、今現在、私どもはこの見直しを行うという考え方はございません。

といたしますのは、先ほど教育委員会の中で答弁させていただきましたが、幼保一体の認定こども園の、今、検討をしているという状況でございます。今の三笠の平年といいますか、出生数、年間大体40人前後でございます、あとその人たちのほかに移住・定住で外から転入してくる方が入所の対象になってくるということでございまして、今現在、保育所が三葉と合わせまして105名、先ほど教育委員会で申し上げましたように幼稚園が51名ですから、150名前後というような状況となっております。その中で、どういう方向になるかわかりませんが、認定こども園を設置したということになりますと、言いかえればパイの奪い合いになりますので、その認定こども園が何人規模になるのかという

ことによって、市立の保育所をどういうふうにするのかということも当然議論の中に入ってきますので、その中での定数というのは、見直しというのは必要と考えてございますが、今現在の中では、定員を超過したということでの中での定数の見直しを行う予定はないということでございます。

そして、この定数の問題でございますが、従来は120%以上、常態的に超えた場合、2年間超えた場合、定数の見直しを行わなければならないということでもございましたが、現在これが2年が5年になっているということでもございますし、今現在、確かに120%を超えてはございますが、年度当初、スタートの段階では100%前後というような状況で、どうしてもこの時期になりますと毎年そうなのですが、途中の入所者がふえて累積されますので、定数といえますか、入所者数的にはふえてきているというような現状になってきますが、また4月の段階には学年が上がったり、新たな人が入所したりという入れかわりがございまして、定数的な人数のおさまりにになっているというような状況でございますので、これらを総合的に考えまして、今現在、考えてはいないというような状況でございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 幸氏） 三笠市で行っております移住・定住の施策が功を奏している結果であり、また、喜ばしい点であるかと思えますけれども、将来的に待機児童も生じてきてしまう可能性もあるのかなといった意味で、私、その定数に関しても今質問いたしましたけれども、その点においては認定こども園の可能性も模索していくということかと思えますけれども、幼保一元化について、誕生した背景といいますのは、恐らく少子化による幼稚園の経営難、それから待機児童の問題があるのかなというふうに思いますけれども、では、その幼児教育の点から少し質問をいたしますけれども、今現在、民間幼稚園さんに経営状況の補助金としての措置がとられていると思います。これは私、大事な補助であると考えております。答弁にもありましたように、市内に幼児教育が必要であると、私も同じ思いでありますけれども、この補助的な措置が今後も現状で進めていくのがいいのか、果たして連携を図る中での補助がいいのか、私自身としてもなかなか難しいなというふうに感じている次第でありますけれども、相手は民間さんなので非常に難しい部分があるかと思えますけれども、何かそういった話し合いの場ですとか協議の場というものは今現在は持たれている状態でしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 今現在、先ほど説明した中で、検討しているという状況の中で、今、市の唯一の私立幼稚園がございまして、この幼稚園とも協議を持ちまして、市の中でどのような幼児の教育の形がいいのか含めた中で、今、協議を進めている状況でございます。そういう段階を踏まえた上で協議をしている状況でございますので、今の段階においては選択肢を持ちながら検討しているという状況になってございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 大変申しわけございません。

先ほど待機児童のところ、私、待機児童はいないということを申し上げましたが、待機児童はいないのですが、ただ、現実としまして、これから先、一定の児童については入所は可能なのですが、やはり問題になってくるのが、ゼロ歳児または1歳児、2歳児の方が多く今後また入ってくるとしましたら、施設規模的には可能なのですが、その対応する職員、保育士を確保していかなければ、並行していかなければ、待機児童が発生する可能性がまだ残されていると言ったらおかしいのですが、そういう可能性があるということです。ただ、一方、3歳以上のお子さんにつきましては全然問題なく対応できるのですが、ゼロ歳児、1歳、2歳児の方が一定数来ますと、そういうこともちょっと危惧されますので、そうならないために私ども保育士を確保しながら対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 待機児童についての答弁ありましたけれども、保育士の補充も考えていくということで、ただ、全国的に保育士もかなり確保するのに難しい状況なのかなと思っております。その中、それをトータルした上での認定こども園に移行していく選択肢も一つとしてあるという捉え方でよろしいでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 認定こども園の考え方なのですが、全国的にそうなのですが、やはり保育所のほうの入所がふえて、一方で幼稚園のほうが減っているというのが全国的な傾向でございまして、当市においても同じような状況になってきているということでございます。やはりこの辺を解消するためには、認定こども園も当然検討していかなければ、その辺のバランスがとれないということになりますし、その辺を見据えた中で保育士を確保しながら対応を図っているというような状況でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） わかりました。ありがとうございます。

では、民間幼稚園さんとの協議の場が持たれているということで、連携することによってメリットが大きくなればよいと思うのですけれども、こういった形がいいのか、またそこも熟考していく、時間が必要な部分もたくさんあるかと思っておりますけれども、どれぐらいの時期になったら何らかの答えを出していくなど、そういっためどといたしますか、目標といたしますか、そういったものは定めておりますでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 今、随時検討しているところでございますので、その時期については、まだいつということは今の段階では言えませんけれども、協議を随時進めていく中で方向性が出ましたら、皆様のほうに御相談させていただきたいという形になると思

いますので、今の段階では、メリット、デメリットも含めながら市にとってのベストの方向性を含めて検討しているということで御理解いただければと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 大変時間も要する、そういった熟考の時間も必要だと思いますので、そういった全てを踏まえて一番よいものをこれから進み出していただけたらと思います。

それでは、次の質問ですけれども、国の政策パッケージ2兆円として幼児教育・保育無償化が予定されておりますけれども、ゼロから2歳児に関しては住民税非課税世帯分などの考慮が必要かと思っておりますけれども、本市としては幼児教育・保育無償化は既に取り組んでいるところでありまして、29年度の予算を参考にしますと、保育所使用料助成事業、これが約2,800万円、幼稚園授業料等助成事業については約500万円計上されておりますけれども、国がこの政策を実現させた場合、概算でどのぐらい財源に余裕が出てくるというか、そういった試算は出ておりますでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今現在、私どもの助成につきましては、議員今おっしゃりました事業費の内容ということでございます。この分の中に国と異なる分がゼロから2歳児の課税世帯ということでございます。29年度の予算ベースでまず申し上げますと、市全体で幼稚園、保育所の助成を行っているのが3,300万円ほどございますが、この中に過疎債ということで特定財源を充当してございます。ですから、一般財源ベースでいきますと、約340万円ほどの一般財源になるというのが今の現状でございます。

ただ、この中に国の無償の対象外の分が含まれてございまして、この分が今年度ベースでいきますと、約750万円ほどございます。これは単純に過疎債を充当するしないという案分がございまして、単純な充当先はできないのですが、単純に事業費案分ということで積算した場合、最終的な一般財源が先ほどの340万円が260万円ぐらいになるという試算をしております。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） 今、御答弁いただいたのは、保育所使用料の分の全体を合わせてということでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 幼稚園と保育所、両方を合わせた金額で申し上げました。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 宰氏） わかりました。その余裕が出た分を100%次の何か新しいことに使えるかというのは、また別のことであるかと思っておりますけれども、ただ、私が一つ危惧しておりますことは、三笠市は既にこの無償化について取り組んでいるところであり、国

の政策が実現することによって、この部分の限定的な目で見ますと、魅力が少し薄れてしまうのかなということも感じているわけでありまして、空知管内においても、認定こども園を無料化する自治体が出てきておりますし、近隣自治体においても、住宅支援制度新設の要望などが出ていたりするわけでありまして、移住・定住に向けて他の自治体も力を入れてきているなどということを感じるわけでありまして、もちろん経済的な支援も大変重要な措置であると思っておりますけれども、何か環境を充実していくことによって三笠市に移住したいというような気を起こさせるような、そういった充実も今後必要になってくるのかなと。

そういった差別化を図っていくといたしますか、そういった意味では、私は、三笠市は英語教育に関して非常に力を出しているなど。親子英語もそうですし、また、アシスタントの先生などもそろっておりますし、かなり充実している環境なのかなと思っております。そこを徹底的に伸ばしていくということもまた一つの方法なのかなというふうに、私、思っておりますが、そこで幼児教育・保育に対してネイティブの英語の先生たちを常駐で投入していくのですとか、子供のうちからこの環境に浸ることによって確実に英語を話せるような環境がもしあるならば、親御さんたちもその魅力を求めて移住・定住につながる可能性も私はあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、私の一方的な思いではありますけれども、何か考え方としてありましたら、御答弁お願いします。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

今、英語教育という部分の提案をいただきましたが、今後まちにとって何が特色ある事業なのかも踏まえまして、全体の施策事業の中で差別化を図れるものかどうか、そういうものは議論していかなければいけないと考えておりますが、英語の教育に関しての部分につきましては、先ほど言っておりました親子英語教室、現在、親子合わせて70名程度おまして、定員以上の方が入ってきているということもございます。そういう中での需要はあるなということは感じてございます。それを始めた当時は平成25年、3歳から小学校3年生までだったのが、27年には6年生まで拡大しても、なお需要があるという状況でございます。

それと、小中一貫教育についても、小1から国際科ということで英語教育に取り組んできているところで、今後、学習指導要領も改正になりまして、英語の教科化、それから国際化の進展、それからインバウンドの受け入れ等も踏まえまして、今後、外国語教育ということはますます重要なものと私どもも認識しているところでございます。外国語の教育に力を入れることは、当市の魅力づけになると思っておりますし、移住にもつながっていくものというふうに、今、考えております。教育の観点からしますと、外国語に触れるような効果的な政策についても、私どもとして所管としての検討ということで研究してまいりたいというふうに考えます。

◎議長（谷津邦夫氏） 畠山議員。

◎4番（畠山 幸氏） 英語教育の充実に関しては、私の一つのテーマとしてこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、畠山議員の質問を終わります。

次に、1番折笠議員、登壇願ひます。

（1番折笠弘忠氏 登壇）

◎1番（折笠弘忠氏） 平成29年第4回定例会におきまして、通告に従ひまして御質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

私からは、水道事業、そして南空知での定住自立圏構想の実現についての2点について質問をさせていただきます。

まず、水道事業についてお伺ひをいたします。

当市は、本年から水道使用料を14.8%引き上げました。平成21年度の改正後、人口減少、また、大口であった企業の撤退など業務水量についても大きく減少し、今後の事業の健全な経営を確保するためには、必要な改正であったと平成28年第4回定例会においてこの改正案を可決いたしました。

一方で、国民健康保険料、介護保険料の増大、消費税の増税等、市民の負担増が見込まれる中、我々の日常生活に欠かすことができないライフラインでの負担増は、市民生活にも大きく影響することから、当市の水道が直面する課題に対処し、将来にわたって安全で安心できる水を安定的に供給していくための当市における水道の目指すべき姿や、取り組みの方向性を示すことが重要になると考えます。

そこで、それらの対策として、水道事業の広域化というものが浮かび上がるわけですが、水道の広域化はスケールメリットの効果を享受でき、格差の是正、平準化が可能で、技術、経営両面の運営基盤強化のための抜本的な方策として非常に有効であります。

さきの議会の視察において、その先進地である宗像地区の水道事業事務組合を視察させていただきました。広域化によるメリットとそれに対応する努力を目の当たりにし、当市を含む岩見沢、美唄の地域においても、将来必ずや広域化が必要であると改めて感じたところでございます。

また、さきに開かれまして総合常任委員会において、水道事業広域化に向けた進捗状況について調査をさせていただきました。5年をめどに、まずは第一段階で構成3市による統合を検討し、最終的には事業団を加えた統合を検討するとの報告を受けております。当市においても、広域化による事業統合には前向きであるとの認識ではありますが、今後、協議を進める上で、3市の環境格差をいかに調整していくかが大きな課題になると思われまます。特に、水道事業の収益性を図る一つの指標である有収率について、他市よりも10ポイントほど劣っている実態は懸念材料であります。

そこで、1点目の質問でございますが、この有収率が低いということは、漏水が多いこ

と、メーターの不感、公共用水、消防用水等、幾つかの要因が考えられますが、今後の対策について具体的な漏水調査方法や更新工事の計画等の有収率の向上対策についてお聞かせください。

次に、定住自立圏構想についてですが、この構想については、総務省が後押しする市町村の主体的な取り組みとして、中心地の都市機能と近隣市町村の産業自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し連携、協力することにより、地域住民の暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏の人口定住を促進する広域行政の仕組みであります。

平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取り組みが進んでおります。この空知管内においても、滝川、砂川両市を中心とする5市5町の中空知圏域や、12月5日の新聞報道にもありましたが、深川市が年度内に中心市宣言を行う方針を固め、今後、妹背牛、秩父別、北竜、沼田の1市4町が北空知圏の設定に向け動き出しております。圏域を設定すれば国から交付税配分を受けられるなど利点もあるわけですが、空知管内で唯一当市を含む南空知においては、このような構想についての議論がないように感じます。南空知の中核である岩見沢市の意向や、この構想における要件等の問題はあるとして、南空知圏内ではこのような議論がなされていないのでしょうか。

定住・移住のさまざまな施策を実施し、その効果もあらわれつつある当市ではありますが、急速な人口減少に歯どめをかけるには及んでいないのが実情であります。このような時代の潮流を考えると、周辺市町と連携するこの構想の考え方については、地域医療や産業振興の強化、また、高校生レストランやジオパーク等の魅力の発信、さらに食の街道等の観光振興の推進という面で、当市を含めたそれぞれのまちが自立するために、より有効な方策であると考えますが、これらの構想についての当市の考えについてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 私のほうから水道事業についての、まず水道事業の広域化の考え方、それと有収率の改善法について答弁申し上げます。

まず、水道事業の広域化でございますが、私どもも必要性を十分認識しておりまして、三つの面で必要と考えているところでございます。

一つ目は、責任を持って安全な水道水を安定供給するというところでございます。平成17年度のジクロロメタン混入の事故を踏まえまして、水道事業は安全な水をつくって使用者に安定供給するまでの責任がございますので、責任母体を一つとすべきと考えているところでございます。

二つ目は、国庫補助制度を導入し、低廉な水道水を提供することでございます。国は広域化推進のために広域化自治体の浄水場更新事業及び導水・送水・配水管等の更新事業を

対象に補助制度をつくっておきまして、この制度を活用し、更新費用の水道料金反映が削減され、低廉な水道水が供給できるものと考えております。

三つ目は、経営面でございますが、給水収益が減少している自治体は経営継続することがなかなか厳しくなっております。水道料金の引き上げを必要といたしますが、広域化によるスケールメリットがそのため必要だと考えているところでございます。

以上から、安全で安心な水をみずからつくり、施設整備水準計画、財務状況などいろいろな違いがございますが、広域化は必要と考えており、積極的に進められるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、有収率の件でございますが、広域化に向けては統合する自治体が一定の有収率を確保しなければならないというふうに、その必要性は十分捉まえております。有収率の数値が低い場合は、漏水が多いこと、メーターの不感、消防用水使用、事故等による排泥などによる原因が考えられまして、漏水対策として、私どもは配水管の計画的更新や年度当初の漏水調査の拡充、漏水発見時の迅速な修理、幹線配水管流量変動を把握し、早期の漏水発見対策を取り組み、有収率の改善を図っていききたいと考えております。

今回の有収率はちょっと低い状態なのですが、原因としては小さな漏水がその発見が難しいため、この数値になってきたのかなと考えております。このままの状態では当然有収率の向上が図れませんので、何とかそういうような対策を講じて、目標として年間1.5%ぐらいの有収率の向上を図っていききたいと思っております。

また、漏水の原因となる一つの要素として、全てではないと思っておりますが、老朽化率等もございまして、そこら辺も計画的な更新を図っていかなければならないと思っております。なるべく財源確保、国庫補助事業を導入して整備を進めていききたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） ただいま定住自立圏構想の議論がなかったのかというような御質問がございましたので、その御質問に回答したいと思います。

まず、空知の状況につきましては、今ほど議員おっしゃったとおり、滝川、砂川、この2市が合わせて中心市となるちょっと変わった複眼型というような形でやられたそうで、そういうことは聞いてございます。そのほかに、新聞報道にあった深川、こちらのほうも、今現在、検討中というようなことになってございます。

要件としては、いろいろございますけれども、まず5万人以上の人口あるいは少なくとも4万人以上というようなことになっているようでございます。その周辺には4万人以下の市、まちが存在することだとか、一番ちょっとネックになっているというのが昼夜間人口比率、これが1以上というような要件がございまして。そのほかには、国立公園等があるだとか林野率80%、こういった細かい要件もあるようでございます。これらをクリアいたしますと連携するという形になろうかと思っておりますが、連携の内容といたしましては、そ



それぞれ地域によって違うものですから、いろいろ選択しながら、その地域に合った連携をするようでございますが、大きな柱としては、生活機能の強化、こういったような政策分野、それから結びつきやネットワークの強化、こういったような分野、それから圏域マネジメント能力の強化、人材育成とかそういうことになろうかと思っておりますけれども、そういったことを中心に、これは中心市がその役割を担いながら率先して進めるような形になるということで聞いてございます。

この定住自立圏構想なのですけれども、それぞれメリット、デメリットがやはりありまして、これに認定されますと、先ほど議員おっしゃったように、交付税、この交付税は特別交付税という枠で財源措置がされると。金額等はお示しされているとおりの金額が出るわけではなくて、これが上限だそうです。上限なので、いろいろな事業をやった上で、この交付税額が変わってくるというようなことを聞いてございます。その内容につきましては、中心市はビジョン策定とかをしなければならないので、その経費だとか、そのための外部人材活用の経費、連携する事業によって、それぞれ経費の一部が特別交付税で措置されるような形になってございます。ただ、周辺につきましては、聞きますと数百万円程度というようなことを聞いてございます。もともと特別交付税、御存じのように災害等の特殊需要、そういったもので配分されてきております。これらを踏まえまして、交付税において大きな期待がされていないのかなというような思いはしてございます。

そのほかに、当然連携いたしますと、周辺のまち自体も中心市の施設を使ったりする場合は当然応分の負担が出てくるよと。そういったこともありますので、行政として独立した意思決定が中心市に左右されるというようなことも、ちょっとデメリット的には考えているところでございます。現段階では、政策的にも財政的にも大きな期待が持てないというのが私の本音でございますけれども、ただ、南空知の広域化という面におきましては、当然、岩見沢市さんが人口的にはこの該当する人口ではありますけれども、先ほど言った昼夜間人口、これがクリアできていないというようなことをお聞きしてございます。この件につきましては、過去に岩見沢市さんの一般質問でもあったようですけれども、そういったようなことが要件として満たしていないということなものですから、この自立圏構想の議論自体が南空知では出てこなかったというのが現状でございます。

広域化の議論については、21年ごろからこの定住自立圏とは別に消防の広域化だとか、そういったものについて話し合われた経過がございます。現時点では諸条件の調整等で時間がかかっているような状況となっていると聞いてございますけれども、そういったようなことで、広域化について連携することで効率的に進められる面というのはやはり大事な部分かと思っておりますし、それぞれのまちの思惑もどうしても出てくるというようなことがございます。そういったことから、期間を要した議論となるのが通常かなと思っております。

先ほどの議論の中身で、この定住自立圏とはちょっと違いますが、従来からございます連携という形では、ふるさと市町村圏組合、こういった形で南空知全体で組織してござい

まして、この中では観光情報の発信だとか、SNSを活用した発信、さっぽろオータムフェスト等の物産PR、各市町を回るバスツアー交流、そのほかに移住促進のためのモニターツアー、そういったもの、それから防災担当者の連携会議、職員の研修事業、それぞれこの連携の中で実施しているということをごさいます、各市町の自主性を保ちつつ連携を図っているというようなことをごさいます。

定住自立圏におきましても、参加するまち全体が何かするという事ではないようで、中心市と周辺市が協定を結び合いながら相互補完して、そして一自治体同士の連携となるというふうに聞いてごさいます。そのまちなない機能、そういったものを中心市で補ったりというのが主になってくるのかなと。そのほかに、特にそのまちにあるものを使った役割分担、そういったものも財政的にも負担が生じることにはなりますが、そういったことをやっていくということになってごさいます。

この定住自立圏構想は別にいたしまして、今後、医療や水道事業、それから個別に連携するというようなことにつきまして、市民にも財政的にもメリットがあるものについては取り組んでいくべきということで、どの分野でどの範囲でという連携の仕方につきましては、相手の意向も踏まえながら判断していかなければならないかなと思てごさいます。

以上ごさいます。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） 御答弁ありがとうございます。

では、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず、水道の有収率についてごさいます。

部長のほうからお話ありましたとおり、多くは漏水が原因であろうということです。漏水の部分がなかなか発見できていなかったというのが現状にあるのかなというふうに思います。例えば、今後この漏水箇所についての調査、特に新しい取り組みなんかを考えているのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 従来は年度当初に専門業者に委託いたしまして、夜間の音聴という、音を聞いて漏水箇所を見ていくという方法をとっておりました。これはまた来年度以降も考えておるところなのですが、あと市内には四つの配水池というのがございまして、そこから主となる配水管が延びておまして、それが枝分かれして各御家庭、事業所に水を運んでいるわけですが、その基幹となる本管にマンホールを設置して、そこに流量計等のふだんの流量を把握しておいて、配水池に異常があったときには企業団から連絡が入ることになっておまして、連絡を受けた時点ですぐさまその流量計を確認するという事で、ある程度の漏水箇所が絞れるということ、コストもかかりますし、時間はかかると思いますが、一つずつそういうような整備をして、早期の漏水発見に努めていきたいと。普通であれば、市民の皆様から水が出ていますという通報等もあるのですが、たまたま地中に潜るだとか、そういう現象もごさいますので、そこら辺の防止には、早期発見

には役立つのかなど。来年度から少しずつやっていきたいなというふうな考えを今持っているところでは。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） そういった部分では、漏水箇所を限定するという意味で、そういった取り組みをしていただけるのは、非常にありがたいなと思います。時間もかかるということでございましたけれども、当然146キロですか、三笠市の管路延長が。支管というのがほとんど8割ぐらい多分占めるのかなと思いますけれども、そういったものをつけるのに、かなりの箇所も要すると思いますけれども、大体おおよそでいいのですが、その調査をする、設置をする期間、何年ぐらいをめどに考えているのでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） まずは来年度に向けて1回実施してみたいなと思っておりまして、今後、何カ年計画ですとかということは、まだ具体的なものにはなっておりません。ただ、まずその効果等も検証していきながら、あとは水道事業の財政状況も見きわめながら進めていかなければならないのかなとは考えているところです。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） ぜひ、来年度実施して、その効果を図りながら、より効果が出るものであれば、より計画的な実施をしていただきたいというふうに思います。

若干お聞きしたいのですけれども、例えば今、先ほど漏水事故の話もありましたけれども、多分その事故についても推移についてお調べになっているのかなというふうに思いますけれども、大小あると思いますけれども、近年で非常に大きな事故、もしあったら教えていただけますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 近年といいますか、平成24年1月に幾春別配水池系の400ミリの配水管が破断したと、真冬に。そういう事故がございました。それもなかなか発見できなくて、最終的には人のいないところの沢に落ちていたということなのです。冬期間ということもあり、なかなか発見ができなかったということがございました。また、ことしも幌内配水池系で幌内において200ミリの漏水がありまして、これもやはり市街地には何ら影響はなく、沢にまた落ちていたと。市民からの通報がないということは、やはりそちらのほうなのだろうなということで、私どももそういう沢ですとかを中心に見るようにはしているところでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） 現実的にそういった事故も起きているということでございます。そういった部分がこういった有収率につながるということだと思いますし、例えば今現在、三笠市の経年化の管路率というのは大体0.6%ぐらいだったと思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎**経済建設部長（千葉俊行氏）** 公表している26年度の数値でございますが、三笠市は6.17%、ちなみに全国平均では12.1%、類似団体、私どもとほぼ給水人口が近い5,000人以上1万人未満ぐらいの団体の平均は9.86%なので、老朽化率としてはそう高いほうではないなとは思っているところです。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 折笠議員。

◎**1番（折笠弘忠氏）** 現在、水道管の耐用年数40年と言われております。現在、経年化管路率が6.17%、当然、今、漏水している箇所という部分は応急的にも措置もしなければなりませんし、老朽化しているもの、例えばここに出てこない20年から40年の間、もしくは30年から40年の間という部分で、常にそういうサイクルが出てくるわけですね。例えば現在、こういった更新工事を実施しています。この水準で現在の三笠市のこの鋼管のものをいわゆる更新していくということになれば、更新周期というのは大体どれぐらいになるのでしょうか。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 経済建設部長。

◎**経済建設部長（千葉俊行氏）** 法定耐用年数というのは、あくまで地方公営企業法施行規則の中で40年とうたわれておりますが、私どもの大口径管でありますダクタイル鋳鉄管の場合を見ますと、実際にメーカーは100年もつのだというような言い方もしているメーカーさんもあるのですね。ですから、40年たったから必ず近いうちに漏水するというものではなくて、特に高圧電線の下ですとか、あと土壤に腐食する要素があるというものに対して、耐用年数を迎えなくてもやはり穴があいたり割れたりということもございます。

私ども、その対策として平成6年から、スリーブといいまして鉄管の上にポリエチレン製のビニールを巻くという、これは腐食防止に非常に役立っておりますので、これを導入しているところでございます。ですから、ダクタイル鋳鉄管についてはまだまだ本来もつのではないかなとは考えてはいますが、一応40年という一定の資料がございますので、そこら辺を考慮しながら、あとは迅速な漏水対策をしていくということに尽きると考えております。

◎**議長（谷津邦夫氏）** 折笠議員。

◎**1番（折笠弘忠氏）** 現在の水準でいって、いわゆる三笠市のそういった管をきちんと取りかえていくサイクルという部分でちょっとお答えが聞けなかったのかなというふうに思うのですけれども、当然、今言われたように被覆のスリーブ、三笠は主要としてやっておられるということでございます。札幌なんかはそういったスリーブをつけた場合は耐用年数80年で見ているという部分もございますから、耐用年数が長ければ長いほど、いわゆる更新のサイクルといいますか、更新周期というのはある程度長く見ることできるのですね。ただ、現状、今、有収率を急激に上げるということは、多分いろいろな設備投資なりの費用もかかりますから、難しいとは思いますが、まずは漏水の部分で先ほど言われたような試みをして、調査をしていく。一方で、当然今の水準の工事、更新工事はしてい

く。もちろんそういったスリーブ被覆をしたもので工事を行っていく。ただ、やっぱりその中で、多分今までもそういうふうにやられてきたと思うのですね。その中でやはり数字的には年々そういった部分でも下がってきてしまうということがございますので、どこの人口減のまちもそうですけれども、やっぱりこの有収率といいますか、水道事業を考えたときに、管路延長のダウンサイジングというのを並行してやっていかなければならないのかなというふうに思っています。

これははっきり言うと、まちづくりも関係しますけれども、いわゆるコンパクトシティですね。いかに人口減少がなされているときに、管路も同じようにダウンサイジングしていくという部分がなければ、なかなかこの有収率は上げることは難しいのかなと思っています。ただ、一番難しいのは、やはり集約をするということだというふうに思っています。ただ、三笠市はやはりそういった部分で今非常にこの水道事業一つ考えても、そういう時期に来ているのかなと。非常に、多分行政の方々も一番わかっていることですが、いわゆるコンパクトシティ、集約化という部分で、やはりこの水道事業だけを考えても動き出さなければならぬ時期に来ているのかなというふうに、私はこの水道の今回のいろいろ勉強させていただきましたけれども、そういったものが必要になってくるのかなというふうに感じております。

このダウンサイジングをする際に、もちろんその部分が有収率を上げたからといって、直接、では市民の水道料金に反映されるかということになると、それはまた別問題だというふうに思いますけれども、ただ、無駄な水が出ているという部分をとめる努力をしている、そのためにまちづくりのそういったコンパクトシティという政策も使いながらという部分の、やはり市民に対する説明をこれからもしていかなければ、今現在のシミュレーションでいきますと、4年に1回水道料金を上げなければならないという現状が来ています。やはりこの間も議会報告・意見交換会の中で、さまざま定住・移住の政策はしているけど、我々長くいるけど実際水道料金は上がる、国民健康保険は上がる、我々にいいものがない、定住・移住もいいけど我々の生活ももう少し楽にしてくれというお話も当然あります。ただ、現状としてそういう実態に三笠があるのだよということで、今回14.8%の改正案についても御理解していただけたというふうに思っています。ただ、これが4年後、さらに4年後、常にこういった抜本的な改善をしなくて上げていくだけでは、市民の理解が得られないと思いますし、もちろんこれから新しい政策をするときに、一般財源を使うときに、なかなか市民が理解してくれない一つの要因になってしまうのかなというふうに思っています。

いずれにしても、いろいろ調査の部分で新しい取り組みをしてくれるというふうに思いますし、非常に大変なことでございますけれども、コンパクトシティ、集約化という部分も同時に市民に伝わるような形で御協力いただきながら進めていただければと思いますし、我々も何とかそういった部分では知恵を、また、体も動かしていきたいというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 配水管のダウンサイジングですが、これは実際にやっております、幾春別で先ほど申しました400ミリの管が漏水したというときに、これは300ミリに置きかえる改良をしてきております。また、幌内につきましても、ダウンサイジングをして市街地に見合ったような管径にして取り組んでいるところでございます。

それともう一点、コンパクトシティの件なのですが、私どもも当然まとまったコンパクトな市街地形成が必要と考えております。特に空き公営住宅につきましても、老朽対策の更新時に地区内集約というものを図って、余計な水道管を廃止していくと。それで、維持管理対象から除いて、管路延長の短縮を徹底していくということも考えておりますので、今後も空き公営住宅の集約化ということも進めていきますし、また、水量を、使用していただく一つの方法として、ただ、下水道の水洗化に取り組まれていないところもございますので、そこら辺をしっかりと取り組んで収益を図っていきたいと思っております。

あと、先ほども申しましたように40年たったからすぐ配水管を改良するというのも、やっぱり漏水の多発するところというのがございますので、そこら辺も漏水対策、早期に発見する一つの経験知としてもございますので、そこら辺もしっかり考慮しながら、あと更新の財源確保でなるべく料金にも反映しないような形で持っていきたいとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） そういったことで、既に取り組まれているというお話も聞きましたので、ぜひとも今後もよりスピーディーにその部分をやっていただきたいと思えますし、先ほど今お話しになった優先順位という部分も非常に大切になってくると思えます。優先順位というふうにお話しすると、いわゆる更新しなくてもいい場所も決定することにもなりますので、そういった部分もやっぱり何でもかんでもやみくもに更新するわけではなくて、いろいろとそういった住居のことも考えながら、やはりこの部分については、今後、将来的にはという部分で考えて更新しないところも必要だということも考えながら、ぜひとも計画を立ててやっていただきたいなと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に定住自立圏構想についてまた何点かちょっとお話をさせていただきますけれども、非常に現在、三笠市が、定住・移住についても、それから三笠高校生レストランについても非常にさまざまな政策を打って自立に向けて頑張っているところで、水を差す、そういう質問ではないというふうに御理解いただきたいなと思えます。

今回、ちょうど12月5日に北空知のそういった新聞報道がございましたので、私もちょっと勉強不足の部分がございましたけれども、こういった構想があるのかなど。ましてや、中空知では滝川、砂川という2市によって行われてきたという部分も実は初めて知ったのですね。広域という部分では、前、観光の部分でも市長からも答弁いただきました。

たけれども、間違いなく今現在どこのまちも、自立できるようにそれぞれのまちがやっぱり頑張っているという、当然広域も将来的には必要かもしれないけれども、今は自分のまちがということだと思のです。当然そういう答弁になるなというのはわかっています。ただ、今こういった3万人ない小規模の自治体においては、いろいろな専門家の方が、やはりこういった広域行政の仕組みを取り入れない限り間違いなく単独の事業はできなくなってくるというような見解をしている方が多いです。私、全部が全部それをうのみにしてはしていませんけれども、間違いなくそういったような、この人口減少、そういった部分を考えてとなっていくのかなと。

ただ、これは市町村合併と違いますから、やっぱりそれぞれが自立をするために頑張っているところ同士でないと、こんな広域なんていうのは多分できないと思のです。それについては、やっぱり三笠は、ある意味そういった資源を持っています。素材を持っていますので、もしかすると、もしかするとという言い方は悪いですが、そういうふうにならないように頑張っていますからね。ただ、将来的に人口減少はかなりのスピードで起きていますので、我々が頑張っているそういった自立する部分をさらにプラスにするための広域という考え方というのは、やっぱり将来的には持つべきなのかなと僕は思っています。

今、ふるさと圏の部分でもやっていますし、例えば去年、広域の病院の問題の中で話し合い、ちょっと中断になりましたけれども、そういったお話もありましたし、前段、水道企業の広域化の部分のお話もさせていただきました。この周辺においても、そういう話が間違いなく出てきているのです。そういう部分で、例えば病院の問題、いろいろ今、ちょっと中断しているといいますが、そういうことになっていますけれども、どうなのでしょう。もう約1年ぐらいたったと思のですけれども、その後、広域に向けた事務レベルのお話というのは、再開されているのでしょうか。再開されていないのでしょうか。ちょっとお聞かせ願えますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 市立病院事務局長。

◎病院事務局長（三百莉宏之氏） 事務レベルの協議については、御承知のとおり以前やっていたのですが、3回ほどですか、いろいろな事情がありまして中断されたままになっております。その後は再開されていませんが、連携すべきところは連携して、自立することを基本に置きながらというのは病院だけでなく、まちづくりの基本でありますから、そこら辺は今後必要になった段階ではやっていかないとはいえないかなと思っていますので、病院においても事務局のいろいろな会議があつて、連携できる部分があれば、そういうことはこれからも考えていかないとはいえないかなと思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（北山一幸氏） 今、事務局長のほうからお話ししたとおり、前回中断してからその後は進展ございません。

今ほど広域圏の関係のいろいろお話をいただいたのですが、今回のこの構想も私ども決

して否定しているわけでもなくて、当然これからいろんなことでの広域的な連携というのは必要になってくるだろうというのは私ども実際思っています。ただ、今いろんな、病院だけ一つの問題もそれも、それから消防の関係、水道の問題、いろいろ個々にとってもなかなかそこは話が進まないという状況の中では、非常に難しい状況なのだなというふうに考えています。この広域圏の構想の中でいきますと、中心市、これに病院、それから教育の学校、ショッピングセンター、それらの主要なるものを集中させて、その周辺に小さなまちが連携していくというような機能を持たせようということになりますから、そのまち自体の、今のこの構想の流れだけでいきますと、なかなか個性的なまちが作り得ない状況になっているのかなと。

ですから、これ合併にはなっていないのですが、ややそれに近いようなイメージを私ども今持たざるを得ないのかなということで、もう少し制度を見きわめる必要があるのだろうというふうに思っています。そういう中で、私どもは今、少しずつ自分たちのまちの個性を生かしながら、このまちを生き残れるようなまちにしていきたいということで、今とはかくこのまちが自立することを前提に頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 折笠議員。

◎1番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。

もちろん私もそういう前提でお話をさせていただいています。確かに、この構想圏という部分においては、いろいろ中心市なり岩見沢市の問題もありますし、その中心市である岩見沢が動いてくれない限りは、なかなかこちらからどうのこうのという話にもならないだろうかなと思います。

ただ、構想ではなくて、いろいろ病院の問題もそうですし、いわゆるこういった構想の圏域になればいいということではなくて、やっぱり協働してやっていくことというのは、それぞれいろんな部分についても必要だなと思いますから、そういった部分でこれについては事務レベルというか、やっぱり首長同士の話になるのかなというのが私の思いでございます。当然、首長会議なり、連絡協議会なり、いろいろなお話があると思いますけれども、ぜひとも市長には、中心となる3市、水道部分もございますから、そういった協議をする機会を持っていただいて、がんがんやり合っていたきたいなという思いがございました。

これは本当将来ビジョンなのですけれども、やはり南空知のグランドデザイン、これは20年後、30年後、2040年なり2050年、南空知はこうなるのだよという部分のグランドデザインがこの地域にあっておかしくないのかなと思います。それぞれのまち単独のビジョンはあるかもしれないのですけれども、やはりこの南空知という地域もしくはこの空知という地域が今後20年、30年、40年後にどういった地域になっていくのだということも、今後、もう我々が生きていない時代かもしれませんが、後世の子供たちに残すために、この地域のよさという部分をそういった形で残すのも、今、我々の役目



ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともそういった部分について、三笠市が今やろうとしていること自体に水を差すわけではございません。ですが、そういった将来的な部分も考えていただいて、ぜひとも御理解いただき、今後も検討していただければなというふうなお願いを申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） まず、定住自立圏構想というのは、市町村の側から一生懸命こういう制度をつくってくださいと言ったはずではないわけです。つまり、やっぱり国が今後の日本を考えた場合に、それぞれ困る市町村が出てくるから、そういうものをひとつ地域地域で集約していったらどうなのかということ、こういう範囲で言えば、合併の議論のときもそうですけれども、中心部集中がどうしても起きますから、そうすると、折笠議員の言われたところで言うと、私は明確に見出せないのが、やっぱり周りにとってもいいという部分が、本当にどういいのかというあたりがどうも見えないと、この定住自立圏は。それで、本当に空知の中でもいろんな市町村がありまして、首長さんとちょっとお話しすれば、やっぱりもう、ちょっと限度だと、もうやっていけないよというようなところもあるわけですね。そういうところは、やっぱり中心になっているところにくっくっこうと、そういうところがあるのだらうと思います。

私どもで言えば、はっきり申し上げて、先ほど畠山議員の御質問もそうですけれども、私、資源はいっぱいあると思っています。本当に三笠というのは、随分資源あるなというふうな、つくづくほかと比べてもあるわけです。先ほど行政報告で申し上げた、鶴岡市まで行って奥田先生のお話を聞いても、やっぱりいろんなことをやっていますねと、いろんなものがあるのですねというお話を随分いただきました。

定住自立圏を活用するというのは、私どもの、例えば財源的にももう経済的にも完全に成り立たないまちになってしまったという時点では、そういうものも必死でお願いをして何とかならないかというお話もきっともってあるのだらうと思いますし、一方でおっしゃられるように、やっぱり中心になるところがやろうという気持ちにならないと、なかなかそうはならないのだらうなというふうに思っています。そういう点では、まず昼夜間人口比率は、どうしても岩見沢の場合満たさないということもあるようですから、そういう点で言えば非常に今のところは議論する素材になかなかないということにあるのだらうと思います。私としては、今のところは、むしろそのこともありますが、考え方は同じでしょうけれども、しっかりしたまちづくりをやって、うちのまちをいかに魅力的なまちとして発展させていくか、外部に対してもそういう印象を持っていただけるようなまちにするかと、そこをしっかりと今後もやっていきたいというふうに思っています。

どうもありがとうございました。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、折笠議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をとりたいと思います。14時50分再開いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

◎議長（谷津邦夫氏） 会議を再開いたします。

次に、8番齊藤議員、登壇願います。

（8番齊藤且氏 登壇）

◎8番（齊藤 且氏） 平成29年第4回定例会に当たり、通告に基づきましてお伺いいたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、条例の遵守についてお伺いいたします。

東清住地区養豚場の悪臭問題は、11月30日時点の悪臭防止法及び化製場等に関する法律に基づく改善命令が出された現在でも悪臭を感じる日もあり、到底解決したとは思えません。先月、市民の皆様との議会報告会において、特に悪臭に悩まされてきた地域住民の方々からは、今後の対策として実力行動をとりたいとの声もあり、大変重大で深刻な問題にまで発展しております。

そこで、二度とこのような問題が起きないような対策について、例えば平成21年に成立した三笠市未来づくり基本条例を遵守しない事案を発生させない対策や、その対処方法などお示してください。

次に、手話言語条例についてお伺いいたします。

全日本ろうあ連盟の資料によりますと、本年10月現在、全国的に13県84市14町で手話言語条例が制定しており、北海道においては、平成26年に石狩市と新得町、翌年からは名寄市、鹿追町、旭川市など、次々この条例の広がりを見せております。平成23年8月に障害者基本法が公布、施行されました。三笠市は、平成21年3月施行の三笠市未来づくり基本条例、第4章協働の原則、第10条に「市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、お互いに対等な立場で、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。」、同じく2に「市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。」とあり、第5章の市民の権利についての文言を考えてみますと、手話言語条例の早期の制定が望まれると思いますが、この条例についての見解をお示してください。

次に、三笠高校生レストランについてお伺いいたします。

食の条例や食の街道づくりなど食に特化したまちづくりに全力で取り組み、多くの市民の方々は明年7月オープンの高校生レストランを待ち望んでいることと理解しております。

さて、高校生レストランのより一層の活用方法を考えると、いわゆる買い物難民と言われる方々や弱者と言われている方々にも喜んでいただけるような食事などの宅配もできないものでしょうか。雪深い冬の暮らしを考えると、法的な規制と出前業者も十分配慮した活用方法も考えの一つと思いますが、見解を求めます。

最後に、市有林についてお伺いいたします。

今から36年前の昭和56年に発刊された開基100年記念誌によりますと、本市の86%は森林で、樹種も多く良木で、大部分は国有林で市有林が1,033ヘクタールとの記録もあります。

さて、本市の林業の歴史を振り返ってみると、堀川正氏の輝かしい功績が残されております。堀川氏は、昭和21年、堀川林業所所長に就任、その後、町議会議員も務め、昭和37年、札幌地方造林事業協議会を結成、翌年、北海道造林事業連絡会を結成し、会長として貢献されました。昭和49年に、全国に呼びかけ、全国国有林造林業連絡協議会を結成し、副会長として全国の造林事業の近代化と発展に尽くされました。昭和61年7月に、卓越した現場知識と実践的経営者として全国の造林事業体を代表し意見陳述を行い、林政審議会の各委員から高い評価を得たと博物館分室に資料が残されております。

炭鉱の閉山などで民有林、市有林、国有林の変動があり、現在の面積と固定資産税、あわせて今後の森林環境税導入を前提とした森林の保全など、今後の取り組み方をお聞かせください。

以上、登壇での質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） それでは、私のほうから1点目の未来づくり基本条例ということで、臭気問題、このような問題が二度と起きないようにというなかかわりについて御説明ということになってございますので、御説明したいと思います。

まず、この三笠市未来づくり基本条例は、まちづくりの目標を明確に市民に示すというような内容になってございまして、中身的には市民、議会、行政、それぞれ三位一体で市政を進めますよと、地方自治の基本を定める最高規範というようななかかわり方になってございまして、いわばまちの憲法というような位置づけで、議員もおっしゃったように21年4月に施行されたというようなことになってございます。

基本理念といたしましては、環境に配慮した自然あふれる美しいまちづくりを推進した「誰もが暮らしてみたい田園産業都市の構築」それから過去の歴史から労働者、農業者、商業者がお互いに支え合いながら育んできた協働の精神と先人が築き上げた誇りある歴史、これを未来に継承し、郷土の愛、安心して暮らせる「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現したいというようなことを述べてございます。

この未来づくり基本条例の基本的な位置づけなのですが、今ほどお話したように、市民、議会、行政と一緒に市政を進めるということは、理念条例なものですから、そのための規定の中に規制だとか罰則だとか、そういったものは規定していないというような内容になってございます。本条例は、自治の基本となるものであります。それぞれが主体的に参加し、実践していきましょうというように規定してございまして、まず市民を縛るような規定となっているものではないということを御理解いただきたいと思っております。規制や罰則につきまして、その具体的な事案、そういったものが出てきた段階で、

基準など細かく制定していかなければならないというような必要がございますので、この基本条例に対してはちょっとそぐわないのかなというような考えを持ってございます。

まず、例としてその考え方に、日本国憲法におきまして罰則規定はないようになってございまして、それぞれの問題に沿った法律で定めるのが通例というようなことになってございまして、この未来づくり基本条例も、またこれに倣ってございます。市民生活に制限をかけるような規定が必要な場合は、先ほども言いましたが、関係法令、それから上位法、それらがないかどうか、また、条例がどのように必要か、そういったものを判断した上で必要になってくるのかなと思っておりますが、現段階では担当職員はもとより、この未来づくり基本条例を踏まえつつ現行法、それぞれそれに基づいて取り締まりだとかそういったことをしていく、そういった規制に取り組んでいるというようなことになってございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 私のほうから、手話言語条例の関係で答弁いたします。

手話は、日本語と同等の言語として認識し、聾者が家庭、学校、地域社会その他あらゆる場において、手話を主要として生活を営み、手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するために推進が必要と考えてございます。

そのため、当市におきましても、手話言語法などの制定を求め、法整備を進めることにより視聴覚障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、各自治体における手話等に関する施策の展開、情報交換等を行うことを目的に、平成28年6月8日に設立されました全国手話言語市区長会の会員となりまして、情報交換等を行っているところでございます。道内の会員市は、当市も含めまして16市でございます。そのうち9市が条例制定をしているということでございます。

当市におきましても、来年3月定例会におきまして条例提案を、今、考えてございまして、先月下旬にも三笠手話の会に条例提案を行いたい旨をお伝えしまして、意見交換等の協力をいただけることとなっております。今後、関係団体等の御意見を十分伺いながら、取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。また市民の皆さん、市議会議員の皆さん、市職員にも手話を御理解いただきながら、条例制定後におきましては、普及にも取り組まなければならないというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 私のほうから、高校生レストランの有効活用ということで、食事の宅配含めた関係をこの施設でできないかということでございますが、この内容につきましては、まず、この高校生レストランのスペースにつきましては、平日には仕込みや、あと実習の授業なんかも含めて使用する研修の場というふうに考えております。それ

と、キッチンスタジオについても、年間を通した中で、高校生の調理・製菓のコンクールだとか、料理教室などを開催するスペースというふうに考えてございます。そういう中では、将来的にはさらに北海道の食の情報拠点となることを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、そのような施設の中で、高校生のやっぱり研修する場ということの御理解のもと私ども進めておりますので、その部分も含めて御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 私のほうから、市有林について答弁申し上げます。

現在の面積でございますが、本市には国有林、道有林、市有林、民有林を含めて、全体面積では2万5,802ヘクタール、行政面積にして約86%が森林ということでございます。国有林につきましては2万255ヘクタール、道有林につきましては1,797ヘクタール、三笠市有林については2,210ヘクタール、あと他市有林、民有林が1,540ヘクタールということになっております。

次に、固定資産税の関係ですが、本市における民有林全体の固定資産税の課税標準額はおよそ3,500万円でございまして、税率は100分の1.75ということでございますので、約60万円の税額となっているところでございます。あわせて森林環境税の導入を前提とした森林の保全でございますが、国では平成31年度から導入を目指している森林環境税につきまして、全国的に森林の荒廃が進んでいるということから、徴収した税を民有林の面積に応じて市町村に配分すると。そして、所在不明な民有林などの整備を市町村が行っていくということで、調整しているということをお聞きしているところでございます。

あと、市有林についてですが、今後も平成24年度に策定いたしております三笠市森林整備計画に基づいた間伐、除伐を計画的に行い、森林保全に努めてまいりたいと考えておりまして、森林整備の基本方針としては、水源涵養機能、山地災害防止機能、快適環境形成機能と、それと保健・レク機能、四つの機能が保たれることを目指しているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） それでは、答弁ありがとうございます。

1点1点ちょっとやっていきたいなと思います。

それで、午前中も養豚場のことは大変重い課題だなと感じておりますので、それで、今、罰則規定がなかなかないというのが、これが、ただこれ以上そうしたらどうやって取り組むのかと、同じことの繰り返しになるような気がするのです。各地方自治体として罰則規定を設けることができなければ、これからそういうような業者がまちおこしに例えば入ってきたとして、正当な手続上来たとしても、今回の場合はこういうような悪臭問題で

もって来ていますけれども、遵守できないような事案が発生したら、どうやって対処すればいいのか、ずっと流れで来てみますと、今なかなか思ったように豚舎の中が清掃できない状態だと思うのです。清掃さえしっかりしていれば解決すると思われても、その清掃の仕方まで規制も何もない、どうにもならない。その繰り返しで、また今度ハローワークにも募集しています、どこにも募集していますといったところで、人も集まりません。さあ困りました。その繰り返しになってしまったら、本当に市民の方々は不幸なまちだと、こうなると思うのですけれども、本当に先日の議会と市民の方々の意見交換では、車でもって出荷できないような、それだけの行動をとりたくてまで思っているぐらい切実に悩んでいる。こんなことを守れなかったら、新たにそうしたら条例なりをつくらないとかめなのか、それとも未来づくり基本条例の中をいろいろ精査しながら、どんなやり方ができて、どんなことをしながら、もう二度とこのような事案の起きないような対策、これはとる必要あると思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 悪臭という意味で、私のほうから答弁させていただきます。

今現在、業種を限定した市内の進出を阻止とといいますか、拒む条例を制定するのは、憲法の趣旨から困難というふうに考えてございます。私どもが今取り組んでいるのは、設置後の対策ということで、御存じのとおり悪臭防止法、それと化製場等に関する法律ということでございまして、こちらにつきましては、一定の基準とといいますか、法律の基準を上回ったときに取り締まる法律ということになっているものですから、なかなか議員がおっしゃりますような予防とといいますか、阻止という部分の中では、難しいという解釈の状態でございます。

ただ、養豚業で特定して申し上げますと、阻止とはちょっと逆行する法律になってしまうのですが、実は養豚業ということで、国民の食生活の安定に役立ち、地域経済に貢献できる産業であって、食品残渣を原料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に役立つ産業であるということで、平成26年6月に養豚農業振興法という法律ができたのです。この法律において、養豚業を振興するため基本方針を定めることとされてございまして、平成27年3月に基本方針が国から出されたということでございます。

養豚業については、国としては振興産業として進めたい一方、当市と同じように排せつ物の臭気や、また、あと水質、これに対する地域住民の苦情問題が深刻化しているということで、行政による環境規制の強化の動きが広まっていることが課題になっていることから、国もこの辺を十分認識しているというような状況でございます。

このような状況の中で、この基本方針では排せつ物の処理に関して、産業クラスターの仕組み等のもとで、畜産環境アドバイザー等の専門家を活用し、地域住民の理解が得られるよう、地域全体での取り組みが重要であるというふうに記載されてございまして、今後、養豚業が市内でまた操業を行いたいというような情報が入り次第、この基本方針等を

業者側にも伝えて地域住民への対応を図るように、そういう指導も図っていききたいというふうに考えてございます。

先ほど冒頭申し上げましたように、法規制の中ではなかなか厳しいということではございますが、何とか地域住民との説明の場とか、公害防止協定を締結するなど、規則を厳しくする方法につきましては、今後も十分検討していききたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 今、答弁をいただきまして、それは今度、国のほうで、しっかりとこれからは国のほうにという解釈でいいのでしょうか。というのは、三笠市が今置かれている現状をほかの地域でもまねされたときには、ほかの地域も迷惑する話ですよ。法に基づいて今やっている話なのだけれども、これが罰則が後で、罰則という話ではないかもしれないけれども、そのようなことをまねされる、今度養豚ばかりではなくて、いろんな企業が進出するときには、しっかりとその点に対応しなければだめなのですけれども、結果的にこんな結果になってしまったら、困るのはそこに住んでいる地域住民の方なものですから、そうしたら、今度は化製場法ですか、これでもって罰則ということで、私たちはえらい皆さん含めて期待していたと思うのです。ところが、なかなかその期待どおりにならない。そうすると、向こうは向こうで、清掃しました。その繰り返しになっていけば、もうこれはたまったものではないと思うのですけれども。もうまた来年の夏もにおいて悩むまちになるだろうし、そんなときの市民を守る何か対策は立てようがないのでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今ほど私のほうが答弁させていただいたのは、ある意味の予防といいますか、阻止という部分の中で、なかなか厳しい中なのですが、こういうような法律といいますか、基本方針やなんかが出ていましたので、こういうようなことをいろいろ模索しながら、何とかそういう努力も続けていききたいというのがまず一つでございます。

それと今現在、立地している企業に対しては、操業を開始しているという状況の中では、あくまでも従来から申し上げていますように、悪臭防止法、それと化製場等に関する法律、これに基づいて粛々と対応を図っていくというような状況でございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 一応経過はわかりましたし、行政の立場でも取り組み方も非常に腹立たしい、そんな思いあると思います。それは理解します。

それで、もう一回確認したいのですけれども、三笠市未来づくり基本条例、これは一般的な業者は余り対象には考えていないというふうなことでいいのでしょうか。

それとも、業者といえども、ここに市民として住んでいる業者の責任者でも何でも、そこは除外して考えるよと、基本的な考え方はそれでいいのかなと思って、今、答弁を受けて感じたのですけれども。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） この未来づくり基本条例、こちらは業者も全てと、市民全て、住んでいる方全てというようなことで、皆さんこういったものをまちづくりのために一緒になって頑張りましょうというのが趣旨で、理念条例というような形になってございますので、業者だけ除くとか、そういうことではございません。あくまでも取り締まるという条例ではないということだけは、御理解いただきたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） わかりました。さっきの答弁によると、何か業者は除外するよというふうに僕受けとめたものですから、そうではないはずですよ。そうではないはずだったら、やはりこの未来づくり基本条例の中にこれからは何か条例改正だとか、そんなことというのは、最高規範ですものね、この未来づくり基本条例というのは。そういうような思いでつくった条例であるのだったら、どこかにまた条例改正だとか、いろいろ考えてもらえるようなことをお願いして、三笠未来づくり基本条例についてはそのようなお願いでしたいと思いますので。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（北山一幸氏） これちょっと繰り返しになるかもしれませんが、基本的にこの基本条例は市民の憲法ということで、日本の憲法と同じ基本的な方針を書いているということになります。ですから、この中ではそういうことの、もしそういうことが必要になってくれば、個々の条例での規制になるだろうというふうに考えます。ただ、その条例も、上位法の国の法律の中に今の臭気の問題等々の法律がなければ、そういうものはつくることが可能かもしれませんが、今、悪臭防止法、それから化製場法等々がございまして、これらでまず対応するというのが基本になるのだろうというふうに思います。

ただ、この法律自体が、今、議員おっしゃったとおりに、まどろっこしいと申しますか、そういう状況になると。ただ、これは立場立場で物を見ると、また変わってくるのだろうと思います。ただ、私どもは、こういうふうにいると苦労している市民もいますので、そうすると、この法律自体を変えていただくようなことも考えなければならないかもしれません。ただ、これは私ども一行政だけでできることではなくて、皆さんのお力もかりなければできないことですし、そうそう簡単に法律は変えられないのかなというふうに思っていて、今ここで新たに養豚農業の振興に関する基本方針ができたのですが、ここに書いているのも、先ほど右田部長のほうから言いましたが、地域の理解を得られるように地域全体で取り組むのが重要であるぐらいのことしか書いていませんから、罰則とか規制ではございません。ただ、その中においても、私どもはそういうものを理解した中で、何らかの方法がないかということは、今後も常々私どもはそういうものは模索してい



かなければならないだろうというふうに思っているということでございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 議員がおっしゃるのは、何らかのもっと強い規制ができないのかと、こんなことをいつまでもやらせていたらどうしようもないのではないかと、こういう趣旨ですよね。だから、そのことに行政が今応えているのか応えていないのか、私もよくわかっていないのですが、基本的に言えば、要するに、そういう未来づくり基本条例で定めている事業者の義務もあるのに、何でその人たちがこんな悪い環境にしているのよということですよ。私も全くそう思います。だからこそ、このことについて解決していかなければならないわけですけども、今、僕らが考えるのは、先ほど畠山議員からもお話がございましたけれども、どこの時点までどうやれるのかということだと思っております。それで、せっかく法律ありますから、この法律にのっとって今のところ進めていると、こういうことですね。

悪臭防止法のほうは、もう改善命令で、改善命令がきかない場合は、もう刑事告発するしかないのですよ。だから、それはそれで考えが一つあるよと。ただ、一遍にそこまでいっていいのかということがあるわけです。私どももいろんな方々と相談をさせていただいています。特に法律に詳しい方々との相談をしている中で、勧告、命令、そしてその後には施設の使用制限、施設の使用禁止、最後には使用許可の取り消しとあるわけですね。それに向かって一つ一つやっていきますと。我々としては、淡々と進めると、粛々と進めるという考え方です。いろいろアドバイスをいただいている方からも、丁寧にやってくださいよと。これはどういうふうに進んでいくかわからない。最後には、いろんなことが考えられるわけですね、法律的な行為の中で。ですから、丁寧に丁寧に対応してくれということをおっしゃっています。ですから、そのとおりに私ども、今、進めていると。だから、解決の方法がないというのではなくて、それを今きちっと一つずつ進めていっていますよということで、申し上げさせていただきたいと思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 全くそのとおりでなとは思いますが、ただ、市民の皆さん、私たちも含めて、ああ、ことしは解決できるぞという思いで毎年毎年いると、そう思っていると思うのです。それで、この前の弥生地区だ、唐松地区だの方々も、もうこれ以上いったら、もう強硬手段に出ちゃうよというところまで来ているのかなと。それだけ、この悪臭問題はひどい話で、それがやっぱり平成21年に三笠未来づくり基本条例ができて、悪臭は悪臭で、豚舎の問題は豚舎の問題として今後こういうようなことが二度と起きないようなことの準備として、条例をいじるというか、条例を改正するというか、ここに罰則規定をつくるというのは、これはできる話ではないのは重々わかるのですけれども、何かの対策を今後も続けていかなければいかないと、こんな思いでいますので。

◎議長（谷津邦夫氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 要するに、地域の方々がそういうふうに来て思っていたらと。これは、逆に言えば、行政としてはありがたいことです。やってください、やってくださいと言うべきなのかもしれませんが、これはそうはいかないということでございます。また、そういうふうには私どもがはやし立てるのも、それはそれで問題だということになるのだと思いますから、しかも、そういう実力行使を何らかのものを行ったときに、その方々を罪に陥れる可能性だってあるわけです。ですから、私どもとしては、所管でも地域に入って恐らくそのときに御発言されたところの地域だと思いますが、入って、いろいろ御説明申し上げているのです。だから、それはむしろちょっと自制をしていただきながら、私どもが淡々と法律にのっとり取り進めますからということで、私どもとしてもそういうつもりでいますし、そういうふうには訴えていますし、今後ともそういう形でしっかり一歩一歩進めていくという以外にないのだろうというふうに思っていますので、よろしくをお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 今、市長の答弁、本当に重くというか、それだけのことだということは、もうお互いにわかっている話なものですから、来年の夏は悪臭で悩まされないことを本当に切に願いながら、この未来づくり基本条例の遵守については、それなりに理解できました。

次に、手話言語条例についてですけれども、先ほど答弁いただいて、今、淡々と準備を進められているよと。それと、それぞれの方々との話し合いもされながら、だから、僕、非常に条例をつくるというのは大事なことなのだなと思うのです。せっかくつくる条例が余り意見も聞かないでということはありませんと思うのですけれども、手話の会の方々が中心になりながら、意見交換しながら、条例づくりに邁進されている。これは本当に自分自身納得できるし、これはこれで本当にありがとうございます。今後とも皆様から喜ばれるような条例づくりを頑張っていたきたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） これ、実は私、積極的にやれと、こういうふうには言っています。ただ、やれという以上は、私も手話できなければ困ってしまうわけですね。これは、議員の皆さんも一緒だと思いますので、みんなで手話を習いに行かなければならないわけです。市の職員もみんなそうです。というよりは、もっと市内の市民中、みんなそうならなければならないわけです。大変なことだと私は思います。

ですから、手話言語条例というのは、法というのは非常にいいことではあるけれども、私どもが条例を定めるのもいいことだと思うけれども、しかし、これには大変なエネルギー、それからパワーと、それぞれの方々のパワーが必要だと。何だ、市長のくせに手話もわからないのかと、私、言われる可能性があるわけです。だから、私自身も、それは完璧にマスターはできないとは思いますが、そこそこのマスターができなければならないし、当然皆さんもそうだと。これは、だから、このことは大変な、決め込めば大変な私ど

もも一人一人責任を負うというふうに考えていかなければならないだろうと思いますので、ぜひその辺も理解をしておいていただければありがたいということでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 本当に自分たちもやはり市民含めて、今、市長おっしゃったように、理解しながらいかなかったら、本当に協働のまちづくりはなかなか厳しいのかなと、僕もそんな認識ありますので、高齢化率は46%、本当に人口も急激に減少している中で、やはり皆さんで支え合いながらやっていかなかったら、三笠の未来はないのではないかなと。このごろ本当、切にそう実感しております。この点もよろしくお願いいたします。

それと、高校生レストランなのですけれども、三笠市、僕すごいなと思うのは、子育て支援だとか教育、この人口減少の中でどうやって三笠を残していくかという中で、皆さん方で一緒に取り組んだ高校生レストランでないかなと、今そう思っているのですよ。

そんな中で、やっぱり7月にそれがオープンすると。オープンするのはそれでいいのだけれども、まだ何かやる手はないのかなと思ったときに、11月末の、どか雪だったのですよね。どか雪の中で、やっぱり独居老人の見守りだとか、そのようなことを冬の間でも、弁当を届けるというか、過去に何か幌内でそういうようなのがあったと聞いたものですから、そのときの高齢化率だとか人口減少だとか、そんな課題のないときでも、1週間に1回なり2回弁当が届くと、そういうような、一つの高校生レストランもそんな役割を担えることも、子供たちの教育には僕かなり必要なことではないかなと思うのです。やるスペースとか、いろんなことが進んでいる段階で今新たにそんなことを言ったってとなる可能性もあるのですけれども、そのことも含めて何とか、できませんよと言えばそれまでなのですけれども、できないものなのではいでしょうか。

それが、逆にふるさと納税で三笠市を応援するぞという人たちの一つのきっかけにもなる何かの発想、これだけ高齢化率の非常に高いまちで、豪雪地帯で、冬の猛吹雪のときでも1週間に1回なり2回、高校生のつくった弁当が届くようなそんな発想があってもいいのかなと思うのですけれども、この点どうでしょうか。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育次長。

◎教育次長（高森裕司氏） 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今、レストランのオープンに向けて、先ほど高校生たちが今新たに全て始めることでございまして、まだまだちょっと今後の方向については、今言っておられます高齢化が進展していく中で、独居老人の見守りとか、そういうものが豪雪地帯でできないかということでございますけれども、今現在は私ども先ほど言った目的に向かって、まず高校生たちが新たな取り組みに今取り組んでいく中で、衛生管理も含めてしっかりやっていきたいということで今考えておりますので、とりあえず研修、レストランのスタート以降、そういうような部分も含めて、これについてはまだまだわからない状況でございますので、この辺はまたスタート以降しっかり高校生たちがやっていく姿を見ていただいた中で、しっかり

この部分について、今の部分については、この施設の中においては、目的的には今の段階では先ほどの言ったような研修施設という中での御理解の中で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 1週間に、いつも使われるわけではない施設ですよ。あいているときもある。そのあいたときに、例えば食事の関係のOBの方々だとか、いろんな専門の方が、例えば高校生のつくったそのようなレシピでもって物をつくって、それを届けるということで、決して高校生に負担をかけるとか、そんなことではないような発想の、そんなような取り組み方、それも視野にあってもいいのではないかなと、特色のあるそれも一つの学校教育でないのかなと、そんな思いあるものですから、この点含めて、7月だからもう時間ないよという段階かもしれないですけども、そんなことも視野に入れて、取り組む可能性としてあればお願ひしたいなと思うのですけれども。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（永田 徹氏） 先ほど澤田議員のほうからの質問の中で、食の安全・安心という部分がございます、実はこの施設では、そこで調理したり接客することも一つの研修なのですが、それとあわせて、やはり食中毒なんかも含めて、そういう安全・安心という部分を学習の一つというふうに捉えていまして、そういう部分からいきますと、平日は基本的には運営しませんけれども、そこは衛生管理も含めて高校生にさせたいという思いがありますので、そこに例えばOBだとかなんとかというのも民間と同じですから、その部分については基本的には入れないということで、あくまでも高校生が衛生管理も含めてやる施設ですということで今ちょっと考えておりますので、御理解していただきたいと思っています。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） 僕も思いつきで発言をしたような気して大変申しわけないのかなとは思いますが、何かこの豪雪の中を見ると、特色のあるやり方としては、もう一つこんなやり方もあるのかなと。そうしたら、これが無理だったら、別なような考え方で高校生のレストランに負担かけないで、この豪雪地帯、高齢者の多い中で、別な取り組みをこれからお願ひしたいなと思いますので、この点もよろしく御検討をお願いいたします。

それと、市有林の使われ方、これ保全の関係なのですけれども、どうやって保全するかと云ったら、さまざまな保全の仕方はあるとは思いますが、エゾシカ対策とか、そんなことも一つの保全の仕方かなと思っております。というのは、この三笠市は86%も森林があって、エゾシカでかなり悩んでいる。例えば、砂子炭鉱へ行ったときも、砂子炭鉱では電牧柵をはわしているのです。全部、木がやられてしまうと。そうすると、このエゾシカ対策も含めた対策の方法、この森林を活用した、こんなことが可能ではないのかなと。それも森林の保全。ただ、高齢化が進んでいるから、ハンターの人たちが山の

中で鹿をしとめても、それを搬出するのが大変だと。そうなると、堀川さんともタイアップしながら搬出するような構想、それも森林の保全につながるのではないかなと思うのですが、この点はどうなのでしょう。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 森林につきましても、冬期間の樹皮を食べられたりとか、確かに被害、実態としてはあろうかと思えます。私、三笠市としても、エゾシカ駆除は去年度では231頭、27年度は350頭というような、年間平均すると300頭弱ぐらいの、それは林地だけではなく、農地も含めてでの駆除になっておりますし、いろいろ農地については電牧柵も設置、補助をいたしております、少しずつ削減されているのかなと思えます。ただ、非常に面積的に森林は広いものですから、里におりてきたものというのですか、そういうものの駆除で今やっているところで、奥地まで入って駆除というのはなかなか難しいのかなと。ただ、動き回るものですので、そこら辺はしっかり通報なりなんなりがある場合、または狩猟期というのですか、そういうときに際しては積極的に捕獲していきたいというふうな考えを持っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） その捕獲したものは当然肉として市場に出しているのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） これ通告していないけれども、わかるか。通告していないものだからちょっと。

（「森林の保全です」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 肉までちょっと。わかるか。ちょっと待つてね。大丈夫か。  
経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 食肉としての流通はしてありません。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎8番（齊藤 且氏） わかりました。通告外というような話かもしれないけれども、森林の保全というのは、そんなことも保全の一つではないかなと思うのですよ。これから国のほうで森林環境税、これの取り組みになると、これも一つの視野にしながら、やっていければと思うのです。そして、今さまざまふるさと納税の関係でも物議を醸していますけれども、山形県の天童市なんかも、ふるさと納税の関係も将棋の駒、あれもおまけというか、そんなことでやっている取り組みは、あれはやっぱり行政が主体になりながら、民間のほうにいろんな発想をやっているものですから、こんなことも期待しながら、森林環境税もまだ国のほうからもしっかりとしたものが出ていないのかもしれないですけども、これも一つのまちおこし、人を呼び込む、こんなことだと思いますので、産業の。そんなことでよろしく願いいたしたいと思えます。

以上、質問を終わらせていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

## ◎延 会 の 議 決

---

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

---

## ◎延 会 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして延会します。

御苦労さまでした。

延会 午後 3時38分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員